

平成28年（2016年）9月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成28年9月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年9月13日（火）

応招議員

1番	大西瑞香	2番	原 隆伸
3番	奥村 仁	4番	樋口泰生
5番	太田哲生	6番	瀧本 攻
7番	近澤チヅル	8番	入江康仁
9番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不応招議員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 近澤チヅル 8番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

瀧本攻議長

ここで、本日の日程に入ります前に、町長から提出案件に対する訂正の申し出がありましたので、発言を許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。本議会定例会に上程をいたしました水道事業会計の予算に関する説明書に誤りがあり、9月7日に議案の訂正の申し出をさせていただきましたので、訂正の内容について、ご説明をさせていただきます。

訂正につきましては、議案第49号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の実施計画説明書でございます。お配りいたしました正誤表をご覧ください。

記載誤りにより10ページ、収入、第1款・資本的収支の計の金額を、本来であれば1億6,157万3,000円のところ、誤って1億2,040万円と記載しておりましたので、訂正をお願いいたしたく申し出をさせていただいたものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、予算見積書作成時の確認不足によりまして、誤った記載をいたしてしまいました。また、平成27年度水道事業会計決算説明資料につきましても、記載の金額等に誤りがあり、差し替えをお配りさせていただいております。このような誤りが発生しないよう、必要な注意喚起と確認作業の徹底をまいります。ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。よろしくようお願い申し上げます。

瀧本攻議長

ただいまの訂正の申し出につきましては、行政実例に基づき正誤表のとおり訂正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については別紙正誤表のとおり、訂正することにいたします。なお、平成27年度紀北町水道事業会計決算説明資料については、任意で作成した資料であることから、差し替え訂正といたします。

それでは、議事を進めます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、ご報告申し上げます。

本定例会において、9人の議員の方から一般質問の通告書が提出されました。一般質問については、本日は5人、14日の本会議で4人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間ではありますが、午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 近澤チヅル君

8番 入江 康仁君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日の会議にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、きいながしま古里温泉のレジオネラ菌の検出についてでございます。本年、9月1日に水質検査のため、原水貯蔵タンク及び浴槽から採取した検体のうち、貯蔵タンクの検体からレジオネラ菌が検出されたとの連絡を、9月9日に検査機関から受けました。

浴槽の検体には、レジオネラ菌の検出はなく、利用者の方の健康被害の報告もありませんでしたが、ただちに入浴者の受け入れを中止し、貯蔵タンク及び自動残塩装置の配管の洗浄と殺菌を行いました。再検査の結果により、安全が確認できるまで、温泉の営業を自粛いたします。この間、利用者の皆様にはご不便をおかけすることに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。

今後このような事態が発生しないよう十分配慮し、運営してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告をいたしまして、本日の会議にあたりましての行政報告とさせていただきます。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る9月6日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対して周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていると思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、3番 奥村仁君の発言を許します。

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

3番 奥村仁。議長の許可をいただきましたので、平成28年9月議会における一般質問をさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

今回も初日、最初の質問者となりました。質問の内容は、教育現場について、絞ってさせていただきますので、町長、教育長、担当課長、またよろしく願いいたします。

紀北町内では、現在、小学校が10校、中学校が4校あります。最近よく耳にするのですが、その中で教員の中で、講師の割合が非常に高い学校があるということで、また、教員の休職や退職など、学校という現場としては、少し気になることがあります。児童・生徒が少なくなっていることによる、学校の統廃合などを含めた、適正規模、適正配置という取り組みについても、はっきりした方向性が見えていないのも現状だと思います。

児童・生徒や就学前児童を持つ保護者や、現場で働く教員等にとって、紀北町の教育現場が、子育ての現場として、安心できる場所になるという、また、この町で学ぶ子どもたちが、どの地域の子どもたちとも、同じ条件で学ぶことができるような場所をつくっていかねばならないと思っております。

そういった観点から、3つの項目について、お聞きしていきたいと思っておりますので、明確な答弁をお願いしたいと思います。

今回の定例会において通告してあるのは、紀北町の教育現場の状況と在り方についての1点で、その中で3つに分けてお聞きしていきたいと思っております。

1つ目は、各学校の運営状況について、内容は町内小学校10校、中学校4校の施設、教員、児童・生徒、保護者の現状についてをお聞きします。

2つ目は、適正規模・適正配置について、現在の進行状況と今後の方針について、お聞きしたいと思います。

3つ目は、クラブ活動への応援体制について、県大会や全国大会へ出場する選手、いろんな状況があると思いますが、そういう部分への支援体制について、町の今後の取り組みについて、お聞きしていきたいと思います。

それでは、1点目の各学校の運営状況についての質問に入ります。冒頭でも言いましたが、当町には小学校10校、中学校4校があり、学校規模に応じて教員が配属されているものと思います。その中で気になる点として、教諭と講師の割合があります。極端な学校では、教諭の人数より講師のほうが多い学校も見受けられます。このような配置になっている現状についてお聞きいたします。

講師について、大きく3つの種類に分けられると聞いております。期限付き講師、臨時講師、非常勤講師、それぞれ身分と役割というものは、どのようなものなのでしょうか。また、学校の施設整備について、管理が行き届いている学校と、手つかずではないだろうかと思うほど荒れている学校もあります。いろいろと事情はあろうかと思いますが、町としてはどれぐらい把握し、どのように捉えているのでしょうか。教員の配置や現状、状況、施設の管理状況とその背景について、答弁をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず施設についてでございますけれども、当町には小学校10校、中学校4校、幼稚園が2園あります。それぞれの施設につきましては、合併後、老朽化が著しい相賀小学校と紀北中学校を改築し、その他の学校施設につきましても、耐震補強工事を実施しております。また、平成26年度と27年度において、屋内運動場の吊り天井など非構造部材の耐震化工事も終了しております。今後とも、施設の修繕等を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、教員の状況につきましてですけれども、小学校では124名、中学校では78名

の合計202名の県費負担の教員を配置しております。それ以外に、町負担の、介助員17名、学習支援員2名、講師1名、用務員14名を配置し、児童へのきめ細かな教育に努めまいっております。

児童につきましてですけれども、児童・生徒の状況につきましては、小学校では634名、中学校では414名の児童・生徒が在籍しており、年々児童・生徒が減少しておりますが、第3子の給食無料化や小学校入学時の児童への学用品の支給など、町の子育て支援とあわせて、児童・生徒への支援に努めております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

今、教育長のほうから現状の紀北町内の教員の数ですね、全体に配属されている、全体の人数を答弁いただいたのかと思います。教員のところの部分からお話していきたいと思うんですけれども、実際にですね、小学校、中学校の中で、中学校が特に講師の数が多く見受けられるかなと思います。この教諭の人数が、その学校の学級数とか生徒数、いろいろなそういう人数の状況に対して、現状がそれで足りているのか。それで、適正な状況にあるのかという部分を、教諭としてですね、その状況について、まず答弁をお願いします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島超郎教育長

それでは、議員の先ほどのご質問ですけれども、教員の数については、十分足りております。これはですね、国と県とあわせて、定数ということで、配置されていますので、それは十分足りております。ただし、国の算定基準は、40人学級で算定しますので、調査がありまして、毎年、学級数と児童・生徒数を国のほうにあげまして、国がそれに基づいて、予算を配置してきます。それとあわせて県のほうもですね、すりあわせて県の配置をしていきますので、定数としては十分子どもたちに行き届いた人員であるというふうに認識をしております。

ただ、議員のご質問にですね、講師の数という言葉がありますけれども、講師の先生はですね、学校教育にとってはなくてはならないというか、学校を支えてもらっている先生方でございます。

ただ、講師という意味ですけども、これは採用試験に受かってないということですけども、いったん学校に入りますと教員です。もちろん児童・生徒の教育に、十分携わる教員免許も持っておりますし、面接や作文を通してですね、任用させてもらっておりますので、資質には何ら問題はございません。

なぜ講師が必要かと言いますと、どうしても学級数とか児童数で、定数の上下がありますので、そこはどうしても調整してかなければならないという事情がありまして、講師の先生にその辺を担ってもらっていますので、大変、学校運営としては助かるというところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

教員の数としてですね、希望的な形の中では、十分足りているという答弁をいただいたんですけども、教員となると教諭と講師というところで、両方が足された人数だと思うんですけども、当初ですね、講師の数が多いというところで、いろいろ確認させてもらってきたんですけども、当初、講師というところで、どういう立場の人が、いろいろ講師としてみえるんかというふう考えたところで、実際に教員試験はパスされて、教員として動ける状態というか、知識もいろいろ持ち備えている方というところで、ただ三重県の採用試験が通っていないと、教員免許は持っているけどという方と、あとは大学を卒業して、そういう立場になられた方、あとは一旦教員で、現場でやってもらっていて、女性の方であれば、結婚されて一旦退職されたりという、また紀北町、県内の状況に応じて、復職をお願いして、またその方が教諭ではなくて、講師として働いていただいているというような方、数字で見ただけだと、その割合がですね、割合というか、その個人個人の状況というのが、あまりわからないというところだと思うんです。

当初にも言わせてもらった、非常勤なのか、期限付きなのか、臨時なのかというところで、いろいろ聞いていた中で、臨時講師の方については、産休や病休、そういうところで急きょ休まれる方についての補充という形で、聞いているんですけども、町内、個人的な部分があると思うんですけども、教員の方が休まれて、今、臨時講師として、補充をされている、そういう状況について、少しお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

議員のご質問にお答えさせていただきます。期限付き講師の件ですけれども、期限付きと言いますのは、先ほど申しましたように、国のほうでは定数を配置してきます。ただ定数を配置する時に、学級減とか児童・生徒数減によって、来年度そのままの定数はありえませんが、その辺がどうしても調整として、定数として配置されてきますので、そのところを、もし正規の職員で、そこに学校に配置しますと、1年でどっかに異動とか、よそに行ってもらわんなんという人事上のことが出てきますので、どうしてもその辺が調整しなければならないということで、講師の先生に助けてもらっております。それが期限付きでございます。

臨時の任用については、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、長期休暇をとられる先生がどうしても出てきます。育休とか、看護休暇とか、介護休暇とか、病気休暇とあります。それはどうしても講師の先生で補っていかねばなりませんので、その辺で講師の先生にも助けてもらっております。

それから、非常勤ですけれども、これは講師全般にいえることなんですけれども、教育効果をあげるために、例えば自分のところの学校では、小学校10校中7校が、複式学級を持っています。そういうところでは先生が3人しか担当をされません。そうしますと、先生が出張したり、研修したり、病気になった時に、どうしても補う人がいませんので、そのところ。また複式のところは、複式加配ということで、非常勤の先生で対応をされていますので、そういうところで非常勤の先生に、お世話になっておる、それも講師の先生でしか任用できないということになっております。そういう教育上のことで、非常勤の先生、たくさん応援をしてもらっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

制度の問題でですね、講師の先生が多くなっているというふうな教育長の答弁でありますけれども、先ほど40人学級ですね、国の、今回も請願等の中にも含まれているのかなとは思いますが、当地域は40人学級とはいえどですね、どの学校も40人学級というよりは、もっと現状から増やしていかないと、学校が成り立たなくなっていくというような状況下

におかれとると思うんです。それは差し置いてなんですけども、それを基準にしてですね、教員の配置がなされるということであれば、またちょっとこの地域には、ズレがあるんじゃないかなというふうにも思います。

実際ですね、学級数が少ない中ではありますけども、そういう形で臨時講師だとか、講師の先生をお願いして、来年度、再来年度の教員確保とか、いろいろそういう充実した部分をつくっていく、基礎をつくっていくために、講師の数を増やしているという考え方がですね、やっぱり現場とか、保護者の目というかですね、感じ方としては、なぜ先生が、教諭がいなくて、講師が多いのかというようなことという、やっぱり先生が少なくなっていくって、段々そういう講師の先生が増えていくんじゃないかと、ただ、その中でですね、熟練された講師の先生と、今から頑張っていく、教員、教諭になっていく講師の方という中で、いろいろ捉え方が違うと思うんですけども、現状ですね、今日、先生の人数が、表に落とし込んでいただいているんですけども、実際、紀北町内、異動がですね、県内いろいろなところから、異動されると思うんですけども、割合として、どれぐらいの年齢層の教諭がみえるんかとか、あとこれ答えられるかどうかかわからんですけど、三重県内、異動が可能な教諭の中で、とれぐらいの年齢層の方が教諭になっていく。

それは若い方が少なくて、もうあと5年、10年で退職される方が多いという形になってくると、何年か後には、先生の数がぐっと少なくなってしまうんじゃないかとか、そうなった時に、退職された方をもう一回、講師としてお招きして、教えていただかなければならない状況に落ちってしまうのかとか、そういうのもありますので、現況どういう状況なのか、もしわかれば。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

一般的にしかお答えできませんけども、よろしく申し上げます。ただいまですね、紀北町、これは県下全般ですけども、中間層と言われる中年の方々が少ないです。教諭におきましても、高い年齢の方のほうが多いというような状況になっております。これは全国的でもあるかわかりませんが、どの会社でもそういうふうな状況にあるかと思えます。

それでですね、今、紀北町のほうでは新規採用を、退職される方の分、新規採用を、今言いましたように、定数の上限を見ながらですね、県のほうに要望をして配置してもらっていますので、だんだん、だんだん現状としては、若返っていく傾向にあります。

もう1つは、60歳で定年を迎える先生方に、再任用制度というのがございます。今年も、昨年度はですね、再任用で、また学校のほうに復帰してもらいまして、教諭にあたってもらっている先生方がいます。この再任用制度におきましてですね、ベテランが抜けていった分、そこで補ってもらえるというようなことで、再任用の先生方にも頑張ってもらっているといえますか、努めてもらっているのが現状でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

再任用も含めてだと思うんですけども、一番良いのは新たに教員をめざしてやっていただくような方が、だんだん増えていって、学校の現場が再任用しなくても、講師を探さなくても、充実した教員が常にいるというような状態が、一番良いのかなと思うんで、ただ講師の方が悪いというわけではなくてですね、教諭というか、自分らが子どもというか、普通に考えて、先生というようなイメージを持てるのは、教諭なんかなというふうに思ってしまうところがあるので、できればですね、そういう現場をつくっていただきたいなというふうなところも思います。

また、講師の先生が多い、非常勤の先生が多いという中で、クラブ活動とかですね、そういう受け持つ、小学校はないと思うんですけども、中学校になるとクラブ活動があって、先生の負担が多いと、今よく言われる部分があると思うんです。それには学校施設の荒廃、原因、要因というような部分でもお聞きしたんですけども、先生のその1日の仕事量が、やっぱり追いつかない状況にあって、学校施設の管理が行き届かないのか、あとはですね、生徒数が少なくなってきて、先生が少なくなってきて、ただ学校施設というのは、規模に応じて小さくなっていくわけじゃなくて、グラウンドの広さにしても、施設の規模にしても、人が多かったら管理がしやすかった状態のままであるというところで、一生懸命草取りとか、いろんなことに精を出してもらっておるんですけど、行き届かないのか、どういう状況にあって、そういう荒れた状況の場所がある学校と、管理が行き届いている学校とあるのか。そういうところで、教育長は現場を見られたりされとると思うんで、どういう状況であるか、お答えいただきたいと思います。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

学校の主に校舎内、校内、主に運動場だと思うんですけども、確かに草の生えているところも、特に今、夏休みが終わったばかりですので、草の丈も伸びているんですけども、今、運動会を控えて、どの学校も必要に応じて、土入れや除草作業を、各学校で行ってらっております。今、作業は進んでいます。ただですね、議員もおっしゃられたとおりですね、児童・生徒の数が減ると、運動場で遊ぶ子どもの数が少ないので、どうしても草が生えてしまうんです。これは本当に否めない事実ですので、そういうところも影響はしているのかと思いますけども、今、職員、それから、PTAの方、それから子どもを使いましてですね、運動場の整備をしておるところでございます。

またですね、今年より学校・家庭・地域の連携協力推進事業というのを、今年実施しておりますので、その中に、支援地域本部事業というのがございます。それを使ってですね、学校支援サポーターに草刈りをお願いするなどの対応も考えております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

やはりですね、学校施設のキープというのが、大変な状況にもあるのかなと思います。やっぱりPTAであったりですね、そこら辺が手をかけてやってくれるところは、きれいになっておるといふところもあるかと思います。

昨日ですね、紀北町内、小中学校、全て回ってきました。用務員さん、言われたように、さっき運動会の手前でですね、用務員さんが一生懸命、草取りをされておるような学校もあつたり、あとは教師の方で、生徒みんな外へ出て、草取りをしとるような学校があつたり、これはですね、やっぱり運動会があるからということ前提で、やってみえたから。

瀧本攻議長

奥村議員、ちょっと署名議員がね、急きょ辞退があつたもので、署名議員のですね、入江君が急きょ、事情で、追加の署名議員をですね、9番の家崎仁行君、よろしく願ひします。続行してください。

3番 奥村仁議員

そういうことですので、普段の管理がやっぱり行き届かない、今言われたんですけど、生徒が少なくなる、教員が少なくなるというところでも、結局、現場を見るとですね、そういう学校でも手が、そういう学校は手をつけにくいですわね、反対に学校側の規模は大

きい、管理するスタッフがないというところで、ただ、あまり少なくない、大規模の学校でも、反対にものすごく手がかかってないんじゃないかなと思われる学校もありました。

これはですね、以前からちょっと気になって、ブランコとかが、見えなくなるぐらい草が伸びている時期もあるっていうぐらい、これはですね、やっぱり過去いろんな事情、それが100%じゃないですけども、やっぱりいろんな学校の中で、問題が起きてくると、そういう管理に手がまわらないと、気持ちがそこにいかないとか、そういうのもあったり、あとは近隣からするとですね、学校ってどんなんこれっていうふうな見方にもなってくるのかなと思うもので、大変だとは思いますが、やり方をいろいろ考えてもらってですね、やっていけばええんかなと、やっぱり子どもらが育っていく場所かなと思うんで、自分らが遊ぶところが、草の生えっぱなし、ごみが落ちっぱなしというような状況の中で、やっていくのが当たり前という雰囲気にはならずですね、やっぱり大人が、あと教える先生が、やっぱり率先して、自分らの身の回りをきれいにしていくと、大変だとは思いますが、やっていける方法を考えてやっていただきたいと思います。

やっぱり学校も結構立木、桜とか、いろいろ植わっておるんですけども、大きくなって、ちょっと大変だというようなところもありました。実際、予算がないから、ちょっと当分待ってくれというような話になってしまうと、その間に折れて落ちたとか、やっぱり日陰になりすぎたりというところがあるので、これもそういう部分はですね、予算が少ないから、足りないとかじゃなくって、できるだけ環境整備という意味では、対応していただくようにですね、して欲しいなと思うんですけども、いかがですか。

瀧本攻議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、学校の立木等について、お答えさせていただきます。

学校の立木等については、確かに気になっている立木等もございます。今後も立木の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

今、話を聞いておって、学校の立木といわれるけど、庭木じゃないんですか。植木じゃないんですか。立木って表現されるとね、ちょっとその辺、言葉がおかしいかなと思いましたが、いかがですか、議長。

瀧本攻議長

私もそう思いますので、質問者の奥村仁君は訂正をお願いいたします。

3番 奥村仁議員

今の中で訂正させていただきます。学校の校庭なんで、植木、植栽の植木ですね、というふうな表現に訂正させていただきたいと思います。

答弁、途中。時間もですね、ありますんで、もっとですね、教員の方が休職されたり、退職されていくという部分で、もっと学校内の大変さというのを、どういう状況かというところでも、いろいろお話は聞きたかったんですけども、これに対しては、もっとですね、その対応を密にやってもらって、こういうことが起きてこないような、環境づくりをやっていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、2つ目の適正規模・適正配置について、入っていきたいと思います。合併前の海山町時代ですけども、白浦小学校と島勝小学校統合されていったと、記憶には、近いというか遠いというか、あるんですけども、その後ですね、仮校舎として白浦の小学校で、矢口小学校が建て替えの工事をやる時に、白浦小学校を使って、いろいろやっていった。その中で、やっぱり運動会とかが白浦で開かれて、本当に両区民が、大変仲良く盛り上がったような運動会やったかなというふうな思い出があるんですけども、それはおいておいてですね、両区、合併した、統合された学校が、そういうふうな形で、ええ雰囲気にあったかなというふうな思いで、言わせてもろたんですけども、合併後では記憶に浅い、志子小学校と赤羽小学校の統合が、統廃合があったというところで、ごく最近のことなんですけども、また、その中で現在、その適正規模・適正配置というところに、話を持っていくとですね、イコール統合というようなイメージが、直ぐに浮かんでくるというふうに思われます。

確かに現状をですね、見ると、そういう判断するのが、普通なのかなというふうに思ってしまうんですけども、先に文科省等から方針によってですね、いろんな状況に達した時は、そういう話を地域、あとは学校へ話を持って行って、どうするべきかという相談というかですね、そういう状況をつくっていかなければいけないというふうに言われていると思うんですけども、その中で、区がないので、海山と長島というふうな雰囲気なんですけ

ども、海山のほうでは、かなり前からですね、そういう話があつて、説明会が開かれてということで、これ一体どういうことですかと、教育委員会から説明を受けても、どうするのかということが、わかりにくいということで、これは統合にもっていくために、そういう話をされとるんじゃないかというふうな思いをされる方もありました。

いろいろ話をする中で、誤解というか、教育委員会が説明されたのは、こういうことじゃないんですかというふうな話をしながら、ある程度ご理解もしてもらいながら、進んでいるのかなと思うんですけども、その状況の中、最近ですね、紀伊長島のほうの方からも、そういうような話が出ているというふうなお話も聞くんですけども、全体にですね、この適正配置・適正規模のいろんな住民への、保護者への説明、そこら辺がどれぐらいのところまで、行われているのか、その経緯について、お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。ちょっと一般的になってしまいますけども、学校の適正規模・適正配置について、お答えをいたします。適正規模・適正配置につきましては、平成26年の紀北町立学校適正規模・適正配置検討委員会における、紀北町立学校の適正規模・適正配置に関する答申を受けて、平成27年3月に紀北町における児童生徒の減少による学校配置構想を策定し、児童・生徒が全学年あわせて30人を下回る学校について、保護者説明会を実施しています。

このようなことから、今年度4月1日をもって、赤羽小学校と志子小学校が統合したところでございます。今後も学校のあり方、児童・生徒の教育環境については、保護者、地域住民と協議を行い、学校の適正規模・適正配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

答弁いただいたんですけども、今ですね、どの学校を基準にというか、対象に、そういう説明をされているか、その点について、詳しくお願いしたいのと、あとですね、町として、ここでこうしますところではないですけども、やっぱり保護者はある一定の方針というのは、示していただくと、いろんな今後の子育て、自分の子どもがどこへ通うのかとい

う計画が立てやすいというふうに言われるんですけども、その点、2点お願いしたいと思
います。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

先ほどご説明をさせていただきました紀北町における児童生徒の減少による学校配置構
想というところで、その話し合いの条件が、全部で5つあります。これを基にして、保護
者と地域に対して、お話し合いを持たせてもらっております。

1つはですね、先ほど申しましたように、児童・生徒が全学年あわせて30人を下回るこ
とが予想される場合がございます。全部で30人です。ですので、これはですね、根拠はで
すね、学校教育は集団教育というのが特質でございますので、集団教育ができることも、
児童・生徒数というのは、だいたい1学級5人で、小学校でしたら $5 \times 6 = 30$ 人と、そこ
で学校の特色である、学校教育の特色である、集団教育ができるかなというふうなことで、
30人を下回ることが予想される場合は、お話し合いをさせてもらうというふうになってお
ります。ただ、現実はずっと下がっている学校もございます。

2つ目ですけども、小学校、中学校ともに、欠学年が生じることが予想される場合でご
ざいます。欠学年という言葉は、教育委員会のほうの言葉なんですけども、例えば2年生
に誰もいないとか、3年生が誰もいないという時を表現する場合に、欠学年といいます。
ですので、複式を組む場合、もし2年生がなかったら、1年生の子と3年生の子が、それ
を除いて学級を組んでいくということですので、そういう意味で欠学年が生じた場合に、
お話し合いをさせてもらっております。

3点目は、同1学年の在籍児童・生徒数が1名であることが、予想される場合ござい
ます。これは1人1学級というのはですね、やっぱりちょっと子どもにとっても、大変か
なと思うところもありますし、保護者の方にとっても不安が生じるところであるというこ
ろから、この条件があります。

それから、4点目として、学校施設の老朽化等により、早急に児童・生徒の安全を確保
する必要が生じた場合でございます。

最後の5点目は、児童・生徒数に関わらず父母の教育要求として、統廃合の意見が地域
の保護者や団体より提出された場合ということで、この方針に則りまして、今、話し合い
を進めているところでございます。

以上でございます。

3番 奥村仁議員

どの学校を対象に説明会をされてきたかという、どの学校を対象にというか、どの学校というんじゃないですけども、どの地域を対象に説明会を開いて、今、開いてきた学校はどこなんかというふうなところをお聞きしたかったんで、その点、できたら。

瀧本攻議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、今年度、適正規模・適正配置ということで、保護者等の説明会を行った学校について、お答えさせていただきます。

三浦小学校、海野小学校、引本小学校、矢口小学校、船津小学校の5校について、今年度、既に保護者説明会を開催してございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

今、5校を対象に説明いただいたということなんですけども、これは引本小学校とか、ちょっと前からやってもらったと思うんですけども、この5校に対して、その対象の内容というのは、変わらずの説明という形によろしいですか、捉えても。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

5校につきましてですね、先ほどご説明させてもらいました、1番、2番、3番の項目に該当する学校でございますので、その児童数の推移とか、それから、その子どもの数が減ることによっての、子どもの教育環境のこととか、それから、ご父兄の不安がどんなことを思っておられるとか、それから、地域の方々に対応している学校の思いがどういうものなのかということなどですね、お話し合いをさせてもらっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

同じ内容のようなことで、話してもらっているということなんですけども、取り方でですね、かなり違う取り方をされている方が、次の第三者に、こういう状況で進んでおるんやというふうに話してしまうと、地域内ですと、全然違う情報が回ってしまいまして、そういうことが耳に入ってくるという状況かと思えます。なので、説明会の時ですね、もっと例えばとか、わかりにくくではなくてですね、もっと明確にですね、こういう状況なので、こうであるというふうなことを、理解いただけるような説明を、もっときちっと心がけていただきたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目に入らせていただきます。時間もあまりないので、早く進めたいと思えます。3つ目は、中学校のクラブ活動への支援、応援体制のことです。現在、中学校のクラブ活動に対しては、年間155万円の補助が出ていると思えます。各学校ですと、その割り振りの中で、地域の試合であったり、中体連の関係だと思えますけども、県大会、全国大会と進んでいくというところで、支援をしていくと思えますけども、例えばですね、県大会へいった、全国大会が決まった、個人競技であれば人数が少ないと思えます。ただ、町内で全国大会へ進む学校となると、例えば多くの団体競技が出た場合ですと、これをどういうふうに支援するかというところで、現在は、全国大会については、中体連のほうから半額補助があると思えますけども、それは終わった後で返ってくると。保護者はやっぱりその行く時に、持ち出しがあるかもしれないという中で、一生懸命スポーツに励んでいる子どもを、純粹にですね、バックアップできる体制が、みんな兼ね備えているかと思えば、そうでもない方もいるかもしれないと。その中で、実際には予算を組んでなくてもですね、もっと町が支援できるような取り組みというのは、考えておられないかということで、お聞きしたいと思えます。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。クラブ活動への応援姿勢について、お答えをいたします。細かい数字については、また後で課長のほうから答弁をさせていただきます。今年度、紀北中学校と潮南中学校の部活動において、全国大会に出場しましたことはですね、日頃の生徒の一生懸命な練習とともに、保護者や周りの方々のさまざまなご支援の賜物と深く感銘を受けるとともに、大変喜ばしいことと感じております。

当町では、これら部活動の支援につきましては、これまでも中体連選手派遣補助金を支出しており、今後も引き続き行い、町として支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。あとの細かいところは課長のほうからお答えさせます。

瀧本攻議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、中体連選手派遣補助金の内容について、お答えさせていただきます。

中学校、町内4校ございます。それぞれ中体連へ選手派遣した場合、町から補助を支出させていただいております。その内訳につきましては、それぞれの中学校の過去からの実績に応じて補助金を支出させていただいている状況でございます。以上でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

お聞きしているのはですね、全体で155万円が組まれていて、実績に応じて割り振っている。例えばもしね、進めなかった場合、使わない学校とかいうのが、最終的にそれを振り替えてという部分も考えられると思うんですけども、実際に先にそれをやっていると、超えてしまう部分もあると思うんですけども、そういう姿勢づくりですね、やっぱりスポーツ振興に力を入れておる町というふうなことがあるので、町長も一生懸命その部分を応援していると思うんですけども、そういう部分でもっと最初から応援できるよという姿勢を見せていただけるということは、考えの中にございませんか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中体連関係のお話なんですけど、中体連、議員も既にご承知だと思うんですが、平成27年よりですね、補助金のほう増額させていただきました。そして、その増額とともにですね、町のほうはこれだけではなしに、中体連のほうへも会費として納めさせていただいて、その中体連のほうから、約2分の1という数字がですね、補助金が出ております。

そういう中で成績が良くなればなるほど、お金がかかるということでございます。その後になるのか、支払いがですね、先になるのか、ちょっと置いておきまして、ここらで今までの積立金を使っているところもでございます。しかしながら、27年度にですね、増額し

たばかりなんで、ちょっと様子を見ながらですね、今後、私自身は本当に誉れだと思っております。

ですから、役場の玄関にも、今、懸垂幕のようなものをおかさせていただいておりますが、こういったことで、どんどん成績が良くなって、保護者の方にご負担をかけるということが、顕著になってくるようなことがございましたらですね、ここらの中体連の補助金、特に全国大会等ですね、北海道とか、沖縄とかもございまして、そういった部分についてはですね、今後、教育委員会とともにお話をしながら、各学校の事情もお聞きしながら、検討していきたいと思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

検討いただけるということですね、仕組みをちょっと変えていただいて、安心して勝ち進めるように、応援していただきたいと、そういうふうに思います。

今回の3項目については、いずれも、この紀北町で子どもを育てていく保護者にとって、本当に安心につながられるためのことであると思っております。若手の安心というのは、確実に高齢者の安心にもつながるとも思いますので、教育現場のより一層の改善と、いろんなキープだと思うんですけども、に努めていただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

瀧本攻議長

答弁はよろしいですか。

これで、奥村仁君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。10時50分まで休憩とします。

(午前 10時 29分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

瀧本攻議長

次に、10番 玉津充君の発言を許します。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

10番 玉津充。平成28年9月議会の一般質問を行います。

今回は、地方創生事業とふるさと納税についての2項目について、お伺いします。

1項目ずつ質問しますので、よろしくお願ひします。

まずはじめに、地方創生事業についてですが、当町は今年の1月に、紀北町人口ビジョンと、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、対応すべき課題と基本目標をきめ、施策の展開を行っておりますが、施策の中には新たにチャレンジする事業もあり、内容が町民によく理解されておられません。

地方創生事業は、国全体で取り組んでおまして、限られた国の予算を各自治体が奪い合う、地方自治体の生き残り競争であります。勝ち抜くためには、行政トップの手腕と、行政職員、町民が一体となって、競争力を発揮しなければなりません。そこで、この地方創生事業の取り組みについて、お伺いします。

最初に、地方創生事業の目的について、お聞かせください。

2つ目に、今年3月補正で予算化された事業の推進状況をお聞きします。事業名は紀北町の特産品魅力アップ大作戦、総合分、林政分、予算、2,580万円。インバウンド対応魅力発信事業、2,000万円。地域農水産物の特産化によるしごと創生プロジェクト、350万円。ええとこやんか三重、県と市町の移住促進事業、750万円。世界遺産、地域産業を活用した観光DMO推進事業、580万円の5つの事業です。

3つ目に、今年度、28年度で予算計上した事業の中から、抜粋してお伺いします。SEA TO SUMMIT、予算額200万円、移住定住交流促進事業424万円、地域おこし協力隊受け入れ事業800万円、移住推進のための空き家リノベーション支援事業200万円の4事業です。

最後に、期待される成果及び今後の進め方について、お聞かせください。

以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的な考え方ということでございます。こういう急速な少子高齢化の進展に的確に対応して、日本全体に、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっていることから、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしまして、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して、営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業機会を創出することの一体的な推進を図ることといたしております。

また、地方公共団体におきましては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する、地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう、努めなければならないとされているところでございます。

このことから、本町におきましても、平成28年1月に、紀北町人口ビジョン及び紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、国の交付金も活用しながら事業を推進しているところでございます。

この中で、まず1つ目の事業目的ということでございますが、急速な少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり自立的で、持続可能な紀北町を維持することを目的といたしております。

次に、3月補正で予算化された事業の進捗状況でございますが、まず、紀北町特産品魅力アップ大作戦の、紀北町植林用苗木生産支援事業は、戦後一斉に拡大造林されたヒノキ林の多くが伐期に達しまして、皆伐による伐採面積が増えたこともございまして、伐採跡地への再造林用の苗木の需要に備え、町内の優良なヒノキから、通年の植えつけが可能な良質の苗木を生産するもので、ヒノキという地域資源の価値を見直し、良質なヒノキ苗木を地域で生産することで、再造林の低コスト化を図るものでございます。

事業内容は、大きく分けまして、苗畑の土場整備、苗床の整備、苗の植樹となっております。進捗状況におきましては、苗床の整備までを終了いたしまして、今月下旬から今年

度2回実施予定をしております、苗の植樹の第1回作業を予定しているところでございます。

生産者と消費者をつなぐ紀北町食等ブランドアップ事業は、紀北町の農水産物にひと手間かけることで、高付加価値化をめざす事業で、進捗状況は、昨年度実施した紀北町食等ブランドアップ事業に参加していただいた事業者を中心に、商品の配送テストを実施しているところでございます。

次に、インバウンド対応魅力発信事業につきましては、紀北町の観光情報のメインとなる観光協会ホームページのインバウンドに対応したリニューアルと、インバウンドに対応した観光案内人の設置及び伊勢志摩サミット開催効果を見据えた、SEA TO SUMMIT 開催にかかる事業などがございます。進捗状況につきましては、ホームページにつきましては、リニューアルに向け、内容の見直しを行っているところでございまして、観光案内人につきましては、ゴールデンウィークと夏休み・春休み、年末年始及び土日・祝日に始神テラスに本年度末までに、158日間配置する予定でございます。

次に、地域農産物の特産品化による、しごと創生プロジェクトは、尾鷲市と連携によりまして、特産品開発セミナーや地域外研修の開催、マーケティング調査を実施するもので、特産品魅力アップ事業の進捗を加味して進めてまいりますので、現段階では実施に向けた調整を行っているところであります。

次に、ええとこやんか三重、県と市町の移住促進事業は、三重県及び紀北町を含めた県内15市町が連携して、移住促進事業を実施するものでございまして、県との連携事業のほか、紀北町単独事業といたしましては、空き家調査、田舎暮らし体験ツアー、移住促進パンフレットの作成を行うもので、空き家調査につきましては、委託業者により9月5日から10月31日の間に、町内全域の空き家と思われる家屋の調査を実施し、空き家管理台帳を整理するとともに、空き家の所有者に空き家の活用等についてのアンケートを実施することとしております。

田舎暮らし体験ツアーは、8月28日に開催する予定でございましたが、台風の影響による豪雨により参加者からキャンセルの申し出があり、中止となりましたので、今後の事業推進につきましては、国及び県と協議中でございます。

次に、移住促進パンフレットの作成につきましては、順次、作業を進めているところでございます。

続きまして、世界遺産、地域産業を活用した観光DMO推進事業につきましては、東紀

州5市町が連携いたしまして、地域観光DMO設立に向けた、専門的人材の育成や外国人目線での観光資源の発掘、商品開発、外国人受け入れ環境の整備などを行うもので、東紀州地域振興公社が事業主体となり、事業を進めております。

DMO設立に向けた人材育成とし、これまで2回のセミナーを開催するとともに、他市町への視察も計画をしております。また、外国人受け入れ環境の整備として、外国人向けに6か国語で、東紀州地区の観光スポットや飲食を紹介する観光アプリを作成し、8月25日から使用が可能となっております。今後、在日外国人によるモニターツアーや海外セールス・外国人招聘ツアーの実施を計画しております。

次に、28年度予算で計上した事業の進捗状況でございます。まず、SEA TO SUMMIT の進捗状況でございますが、11月12日の環境シンポジウム、13日のアクティビティの実施に向けまして、実行委員会を2回開催しておりまして、9月9日からエントリーの受付を行っております。

移住定住交流促進事業につきましては、移住相談会、地域おこしフェアへの参加、空き家バンク事業の推進、空き家有効活用推進事業等を進めております。

地域おこし協力隊受け入れ事業につきましては、移住定住促進及びふるさと納税支援を主な業務といたしまして、本年度2名の地域おこし協力隊員の採用を決定し、10月及び12月から業務を開始できるよう調整を進めております。

移住促進のための空き家リノベーション支援事業につきましては、県外から紀北町の空き家バンク制度を活用して、移住する方々が空き家を改修して住む場合にかかる工事費用を補助する県の補助事業でございまして、これまで2名の方から相談を受けておりますが、さまざまな補助要件がございまして、補助金の交付にはいたっておりません。

次に、期待される成果及び今後の進め方でございますが、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、具体的な目標を、元気な地域づくり、住みたくなる地域づくり、産み育てたくなる地域づくり、ずっと暮らせる地域づくりと定めまして、施策を進めているところでございますが、これらの施策を着実に進めることで、地域経済を活性化し人口減少に歯止めがかかること等を大いに期待しているものでございます。

なお、今後の進め方でございますが、国の地方創生関係交付金事業を有効に活用するとともに、国・県の補助事業や町単独事業も導入いたしまして、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策を、町民の皆様のご協力をいただきながら、各課が一体となって進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

それでは、最初の地方創生事業の目的についてなんですが、地方創生事業の目的は、町長が先ほども言われましたように、当地方の人口減少対策であろうかと思います。定住人口を維持するためには、所得を維持できる雇用が必要であります。当町の平成18年第1次総合計画及び今年の第2次総合計画の策定のために、行った町民アンケート結果においても、明らかであろうかと思います。

企業誘致の困難な当町では、現存する企業の維持・向上や、1次産業及び観光関連産業への手助けが、行政に課された課題だと思います。町内及び当地方の雇用主側の話を聞きますと、事業を拡大したいんだけど、人が集まらないという声をよく聞きます。やむなく外国人の派遣労働者の雇用で対応したという例もございます。

町民アンケート、町民の意識またはですね、求職者これと雇用主、求人者ですね、この双方の情報が乖離しているところに、問題があるかと思います。この雇用問題は、ハローワーク任せでなく、行政も積極的に関わって、PR活動が必要だろうというふうに思うわけですが、町長はこの問題について、どのように思われますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

雇用の問題についてもですね、大きな会社の方ともお話をさせていただいております。その中ではやはり議員がおっしゃったように、新しい雇用を求めても、なかなか高校を卒業してですね、応募をしてくれないかと、いろいろそういうお話を聞いております。また、第1次産業につきましてはですね、いろいろこういう地方創生事業もしっかりと捉えながらですね、こちらのIターン、Uターンなども含めてさせていただいております。

そういう中で、やはり企業誘致ね、議員が一番先におっしゃっていただきました、難しいのではないかと。例えば100人、200人の企業が来てもですね、みんな既存のところから引っ張るといような、そうなるとう度は既存のところ困りますんで、今それが介護の世界でも起きているのが、事実でございますので、なかなか我々のところで、大きな企業に来ていただくというのは難しい。

しかしながら、そういった中の下請けとかですね、小さな企業については来ていただきたいと思いますが、用地の問題等も難しい。そういう中、議員おっしゃるように、所得の安定ですね、一定のそういったものを確保しないと無理だということですが、我々としてはそのところは十分認識しているところですが、行政が関わって所得をあげるというのは、大変難しい問題ではございますので、そういった意味では出ていくほうですね、子育て支援とか、そういった医療の補助、そういった方面ですね、しっかりサポートしていきたいなと思っておりますが、雇用という面では、議員おっしゃるとおり難しい状況ではございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

求人、求職情報等につきましてはですね、ハローワークはもちろん主体になってやっておるわけなんですけど、やはりこの町民の意識と、雇用主の意識がズレておりますんでね、そこを何とか穴埋めしたらないかんのじゃないかというところの手助けをですね、行政で何とか担う部分があるんじゃないかなと、そのようなことをちょっと考えていかないかなような気がするんですけど、それは町長、頭の中に入れておいてください。

次にですね、28年の今年の3月補正ですね、3月議会で補正した事業の中で、6項目についてお伺いしました。この中から抜粋してですね、再質問をします。各事業の内容を見ますと、尾鷲市と協議をするもの、それから県の事業に投資するもの、東紀州5市町で協議をするもの、これらが複数あります。先日ですね、観光DMOのセミナー、これは町長が先ほど答弁されました。セミナー2回と研修を計画しとるという話があって、このセミナーはですね、もう2回、尾鷲と熊野の県庁舎で実施されました。私、受講してきました。

この時ですね、はじめてこの観光DMOの意味とですね、内容が理解できました。ここに参加しておられる皆さんはですね、本当に観光DMOというのを、意味をですね、わかってもらえるのでしょうか。というのはですね、町長が先ほど説明されましたように、これは東紀州5市町で協議をしてですね、東紀州振興公社に業務委託しました。

そして、公社はさらにですね、株式会社JTBプロモーションに委託して、そして、そのことでセミナーが開催され、そして、今月末には先進国の岐阜県へ、一泊二日の研修が予定されております。

そこで、質問なんですけど、当町は誰がこのセミナーに参加されましたか。誰が計画され

ております研修旅行に、参加する予定なのでしょうか。また、5市町で2,900万円の予算と聞いていますが、町は今後どのように、事業に関わっていかれるのか。そして、もう1つ大台町では、来月に株式会社を設立して、観光協会から組織を移行して、観光地域づくりの舵取り役を担う、日本版DMO候補法人に、県内ではじめて登録されました。これらを見てみますと、当町は遅れているというふうに私は感じるんですが、町長いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別な部分ではですね、担当課長からお答えいたしますが、まず、観光DMOとかですね、インバウンドも含めてなんですが、最近、横文字を使うのとか、略語が多くてですね、私も何やこれというような場面がよくあります。そういう中では、特に横文字に慣れている方のお話、インセンティブとかですね、そういう言葉とか、いろいろ使われるので、私も後で調べるといような状況のようなことが多いんですが、基本的にはですね、これは行政や観光、地域住民、それから地域資源をですね、1つの団体等がですね、いろいろコーディネートしながら、地域に人を呼び込もうじゃないかというような組織でございますので、日本版DMOというのは、そういうものでございます。

宿も飲食店も、そういったものをみな集めてですね、そういうものでございまして、現実にはですね、そんなに多く今、こういった部分でのDMOの立ち上げというのがない中、大台町は民間の方だったですね、民間組織じゃなかったかな。後でまたお話していただきますが、そういう立ち上げられたということで、我々としても東紀州の中で、どういう方たちが対象にやるのか、観光協会を独立させるのか、ただ、始まったばかりの議論でございますので、そこら辺はいろいろとご指導いただきながら、どういう形でもっていくか。

しかしですね、各1つの町が、我々、今、東紀州を一体化して考えている部分がございますので、各市町がそれぞれ立ち上げるというのは、非常に効率的にも悪いのではないかと思いますので、我々としてはこの東紀州で、5市町でそういう活動ができないかということで、地方創生のですね、予算のほうで5市町が出し合って、させていただいております。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

また、後のほうは担当課からお答えさせていただきます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。私どもは観光DMOの関係でございますが、役場の組織といたしましては、企画課と商工観光課の2課が、現在、携わっております。予算的には東紀州の公社のほうに、負担金を出させていただきまして、主の事業につきましては、公社のほうでやっていただいておりますけれども、私ども企画課と商工観光課を交えて、いろんな事業を進めるということで、現在進んでございます。

まずはじめに、観光DMOという言葉が少しわかりにくいということでしたので、私の認識も含めまして、ご説明をさせていただきます。これまでですね、観光といいますと、例えば農林漁業とか、観光業者、商工業者、宿泊業者、それに交通の関係の業者、それと行政ですね、そういうところがバラバラに動いておる部分も多々あったというふうには考えてございます。

それで、日本版DMOという言葉もよく使われておるんですけども、このDMOにつきましてはですね、先ほど申し上げました、いろいろな業者の方々とですね、単独で事業を進めるのではなくですね、それらを全部知り得た情報の中で、1つの観光として、観光施策として進めていこうじゃないかということで、法人をつくりまして、その法人によって、この観光産業を進めるというのが、観光DMOという認識で現在進めてございます。

それで、先ほどご指摘のありましたDMOのセミナーでございますが、7月28日に尾鷲、8月24日に熊野のほうで、DMOのセミナーがございました。実は、7月28日につきましては、玉津議員と同様に私も参加をさせていただきましたが、24日の日、所用がありまして、参加してございません。それと、岐阜でしたかね、視察につきましては、現在、検討中ということで、人数、誰が行くかは決まっております。

それと県内のDMOの設立の状況でございますが、このDMOは登録という言葉を使っております。27年度で、全国で101団体が登録されておるといふふうに、ネットで確認をしております。県内では、大台の大台ツーリズムコミッションという名前らしいんですけども、株式会社で設立しているということです。それ以外に、伊勢のまちづくり株式会社、一般社団法人の鳥羽市観光協会、一般社団法人の志摩スポーツコミッション、この4つが県内で認定を受けているという認識をしております。以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

観光DMO、このDMOを改めて、どういうスペルかということは問いませんが、私を感じたのはですね、セミナーを尾鷲でやった時には、確かに企画課長が参加してみえました。それから、熊野のほうはですね、これやっぱり私を感じたのは、非常に参加人員が少なかったということなんです。だから、本当に各行政、うちも含めてですね、本当にこれを勉強して、取り入れていこうという、この意気込みがですね、感じられなかったということが、1つ問題点として言いたいというふうに思います。

確かに業者ですね、例えばホテルのメーカーだとか、そういう関係の方ですね、みえてましたけど、これ自分ところの事業に、即影響する話だもんで、参加されとったのかなというふうに思うんですが、行政の参加が少ないのが残念でした。ちなみにですね、このセミナーとか研修にかかる費用、これはですね、先ほど申しあげましたように、紀北町では3月補正で580万円が投入されておるわけです。この交付金を投入して、実施しとるということなんです、その辺を積極的に取り入れて、やっていかれるように、町長が指導していただきたいなというふうに思います。

町長その辺いかがでしょうか。

瀧本攻議長

玉津議員、先ほどね、ホテルのメーカーっておっしゃったんですけど、それでよろしいんですか。ホテルの業者ではないんですか。

10番 玉津充議員

ホテル業者ですね、メーカーではありません、業者です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる意味もわかりますが、行政もですね、ある意味、こういう観光DMOの中の1つの担うべき団体だということでございます。そういう中で、今のところですね、東紀州の地域振興公社、こちらが中心になってですね、今いろいろとやっていただいております。ですから、我々の首長といたしましても、どこまで入っているかという、まだ上っ面です。これからどう入っていくか、それと立ち上げるとなったら、行政が主たる立ち上げではなしに、今お話のあったように、観光協会とかですね、個人が株式会社を立ち上げたり、いろいろな形もございます。ですから、行政もその一員の中の1つとして、国

からいただいたお金をですね、しっかりと大事に使って、この地域、東紀州全体に呼び込むことをやっていかなければいけないと、ご指摘のとおりなんです、まだ今、始まったばかりということでございますので、今、そういう現状でございますので、もっと情報をつかみながらですね、公社とお話し合いをしながらですね、しっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

当町の場合ですね、観光協会、それから商工会議所なんかは、当町から補助金を出しておる団体です。したがって、町費が投入されておるわけですね。だから、こういうようなチャンスに、それをですね、例えば商工のほうは申し上げませんが、観光のほうではですね、そういう意味でこれはビジネス化していくということなんで、観光協会の今の体制なんかを見た場合ですね、これはほかの自治体もそうだろうと思うんですけども、どのように独立採算をさせて、そして、その補助金、税金を投入するのをですね、少なくしていくかというふうな方向性もですね、考えていかないとと思うんです。これは私の考えですけど。

瀧本攻議長

玉津議員、先ほど商工会議所と言われたんですけども、商工会と訂正してください。

10番 玉津充議員

商工会議所じゃなくて、商工会だそうです。訂正します。そういうことですね、そのようなことも考えて、是非、行動をとってほしいというのが、そういうふうに思います。

次にですね、28年度の当初予算に入りたいと思うんですが、SEA TO SUMMIT、これが当町で開催されると。昨日ですね、三重テレビでも放映されました。当町ですね、自然を売り込む絶好のチャンスだと思います。私、この事業を誘致された関係者の努力にですね、敬意を表したいと思うんですが、これの努力は、どのような働きかけでですね、誘致できたのか。そしてまた、これが誘致して、参加者がですね、300人だというふうに聞いております。この参加者が参加して、紀北町に来てですね、各コースを巡られるわけです。いわゆる海、それからバイク、自転車ですね、それからウォークで、そのようなことで各地域を、紀北町を巡られるということをしてしますので、これらについてですね、実施に際してのもてなしについて、どのように考えておられるのか。この2点お伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、まず最初、三重県がフレンドエリアというモンベルのですね、なったということがございました。そういう中で手挙げ方式の中で、紀北町が手を挙げさせていただいて、この参加を意思表示させていただきました。詳しいのが、担当課長のほうから答弁をさせていただきますけども、そういった形で我々としてもですね、紀北町の誇る自然を、このモンベルが行われるということ自体、60万人の会員の方に知らせるということになりますし、また、ご存知のように太平洋側では、初めてとか、いろんな条件が、我々としてですね、紀北町を売っていくための、本当にいろいろな条件が揃ったんじゃないかと思えますし、お金のほうもですね、地方創生のお金を使わせていただいて、町の単費というものが、今のところございません。

そういったことからすると、議員おっしゃっていただくように、いいタイミングで手を挙げさせていただいたのかなと思っております。そういった、じゃあ実行された時にどうするのか。おもてなしですよ、おっしゃるとおりだと思います。特にこういう自然を愛する人たちは、人とのふれあいも大事にしたいという思いを持っている方が多いと思いますので、そこをですね、実行委員会のほうでも、どうしていくのかと。もちろんいつものような、おもてなしの味噌汁を出したり、あるんですが、おそらく議員のおっしゃるのは、それ以上のことを、何をやるのかという、またその後のことはですね、後でまたいろいろとご質問があったら、お答えさせていただきますが、そういう形でありますので、担当のほうから少し詳しくお話をさせていただきます。

瀧本攻議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

少しご説明させていただきます。

どのような努力でというお話だったんですけども、これは先ほど町長が申しましたように、三重県がフレンドエリアになったことに際しまして、こういったようなイベントが可能だという報告、報告というか、ご案内をいただきまして、うちのほうの、その時の担当者がですね、これは是非ともやりたいということで、真っ先に手を挙げたというのが、経緯でございます。

おもてなしの件なんですけども、今、実行委員会を組織して、いろんな催し物の中身について、決めているところなんですけども、今、決まっている、おもてなしといたしましては、今、別の事業でですね、特産品の開発というのをやっております、その特産品の開発されつつある特産品をですね、SEA TO SUMMITの閉会式の会場で、ふるまいすることを予定しておるということは決まっております。後の部分については、まだ実行委員会も、もう1回はありますんで、何かいろんなことがありましたら、実行委員会のほうに諮っていきたいと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長が述べられましたけど、いわゆる紀北町の町民とのですね、ふれあいというのが、非常に大切になってくるんじゃないかなというふうに、私も思っています。各ですね、団体関係、例えば古道の会だとか、そういう例えば、そういうところの団体関係にはですね、協力の依頼が、文書が来ておりました。しかし、どういうふうに具体的に協力するかというところには、まだ至っていないようです。

例えば通過する自治区というのはですね、そういうところの住民の皆さんが、沿道に立っていただいて、声援してやるというのをですね、重大な、非常にいいもてなしになるんじゃないかと、SEA TO SUMMITというような、小さな旗なんかはないんですか、そういうものでですね、応援してあげるといようなことが、非常にもてなしになるんじゃないかと思えますんで、是非ですね、そのようなことも観点に入れて、もてなしについて考えていただきたいというふうに思います。

次にですね、その件については、後から少しだけ返答ください。

それから、移住定住促進、空き家の有効利用についてですが、これはですね、まだ空き家についての住民の意識というんか、理解がですね、まだ不十分だなというふうに思っております。8月末にですね、引本港で海・山こだわり市が行われました。企画課長も町長も参加してみえたので、おわかりだと思うんですが、この時ですね、町内の空き家の情報がですね、掲示されていました。

実行委員会の発案で、行われたと思うんですが、私はすばらしいアイデアだなというふうに思いました。これは住民の方々に理解してもらおうというのと同時に、よそから来た人

も見てもらえるチャンスがあるというふうに思って、そういう意味ですね、実行委員会の発案はすばらしいなというふうに思いました。

したがってですね、空き家情報のみならず、私が先ほど申しましたような、雇用情報なども含めてですね、定住促進に関わる情報を、行政も積極的に関わりを持っていただいて、各種集客交流イベントや、町の施設、例えば始神テラス等においてですね、展開していくべきであろうかと、私はこの市に参加して思いました。町長も現場を見られておりますが、この辺については、いかがでしょうか。

それと、もう1つ、当町の空き家の総数、それからそのまま利活用できるもの、改修すれば使えるものとか、そういうところですね、現状の状況はどのようになっておるのか、お聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったように、このモンベルのですね、コース自体が39キロ、高低差が599mございます。その中で、住民の方と接するのが、どちらかというバイク、それからゴールですね、その辺になりますんで、我々としたら、そういった中でですね、どうやって住民の方を巻き込むか、私は担当に指示していますのは、コースをこちらというコースを入れますよね、そういうのも早くして、住民の方に、ここをこういう自転車が通るんだよということをですね、早くに明示しながら、地域の方を巻き込めるような形をしたらどうかということは、お話しています。そういう沿道、レースではございませんので、マイペースでいく方もあるんで、そういうのもすることによって、地域の方に意識を持ってもらって、部分的には危ない場所もございますので、うちは田舎で、2車線ないところや、そういったものも、地元の人に意識してもらって、通りますよ、通ったら応援してくださいねというような形をですね、できるように、なるべく早めに、そういったものを周知すれば、住民の方も意識してもらえて、一緒になって応援してもらえる、そういうシステムができないのかというようなことも、今、指示しているところでございます。

そういう意味では皆さん一緒だと思うし、特に玉津議員がお住まいの地域はですね、ゴールとなって、いろいろそこで最後ですね、閉会式のようなものもございますので、できれば地域の住民の皆さんたくさん集まっていただいてですね、ゴールをした方に、拍手をしていただくとか、いろいろ通っていただくという、大事なんじゃないかなと思います。

そこはまたご協力のほどをお願い申し上げます。

それから、空き家ですね、ご案内、海・山こだわり市で、私も見せていただきました。そうすると、若い方がですね、結構張り付いて見ているんですよ。あれっと思いました。我々としてはホームページとかに載せているんですが、こういう方法論があるのかなと、自分自身恥ずかしいですけども、目から鱗というところがございました。それは、よそ弁の方ですね、明らかにちょっと違うよという人たちも、見ながら話していたんですよ。しばらく私も立っていました。そういうことからすると、今、議員がおっしゃったように、始神テラスとか、そういった人の訪れるところへ、ああいうのもいいのかなと思います。ただあんまり個人的に場所が特定されるとだめなのね、そういうことも、いろいろと配慮した上でね、そういうやり方も必要なのかなと思います。

ですから、我々としてはもっともっと、この空き家バンクをですね、しっかりと皆さんにお知らせすることが、紀北町へ移住してもらったり、紀北町内でも土地を探してみえる方もございます。売りたい方もございます、借りてほしい人もございますので、その接点をですね、行政としてもっとつくらなければいけないと思います。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

私のほうからも、少しお話をさせていただきます。まず、就職の斡旋の話が少し出ていたと思います。実は地方創生会議、民間の方々の入っていただく会議の中でもですね、先ほど玉津議員がおっしゃられたように、企業の方と就職をしたい方の考えに乖離があるんじゃないかという話も出ておりました。

その会議にはですね、ハローワークの所長さんも出ておりましたので、所長からいろいろお聞きしたんですけども、有効求人倍率といたしましては、尾鷲地区というか、尾鷲市、紀北町と大紀町の錦ですかね、ここを合わせた尾鷲のハローワークの管内が、有効求人倍率については高いと、県内でも高いということも聞いております。

それで、なぜやということなんですけども、やはり就職される方のお気持ちとかですね、いろいろなこともございまして、有効求人倍率が高いんですけどもという話の中で、そういう話も出ておりました。それで、今回、玉津議員からご質問をいただきましたので、私のほうといたしましても、町でなんかできるんじゃないかということで、少し調べさせていただいたんですけども、全国的にはですね、地方公共団体が行う無料の職業紹介事業なん

ていうのも出ておりましたので、これからその辺につきましては、勉強させていただきたいというふうに考えております。

それと、移住の関係でございます。先ほどお述べいただきましたけども、海山こだわりにつきましても、この地方創生会議の中に、主催の方が入っておられまして、会議の中で、うちの海山こだわり市を使って、人口の増加を考えてはどうかというご提案をいただきました。それに企画課としてはのせていただきまして、まず現在持っている情報を、あそこへパネルとして貼らしていただくじゃないかということで、初めての試みとしてやらさせていただきましたので、今後もいろんな場面でですね、活用していきたいというふうに考えてございます。

それと、最後に空き家の利用でございますが、数につきましては、統計上の調査がございますので、少し現実とはかけ離れている部分もあると思います。統計でいきますと、最新の平成25年の住宅・土地統計調査でございますが、紀北町の総住宅数が9,490戸に対しまして、空き家数は1,810戸という結果が出ております。

これにつきましては、全部を調査したわけではございませんで、サンプル調査になってございまして、ある地域内を調査して、それを全体に比例配分しておるということですので、正確かどうかというのは別にいたしまして、統計上の数字ということで認識をいただきたいと思います。

それと、以前にですね、平成22年から23年だったと思うんですけども、その辺りに空き家の利用に関しまして、自治会の方々にお願いをいたしまして、空き家バンクに利用できる建物を、一遍お願いできませんかということで、少し調査をしていただいております。その時の数字としては376戸ということは認識しておりますが、これもきちとした数字かどうかは定かではございません。そういうこともございまして、今回、危機管理のほうで対応していただいておりますけども、空き家の調査というのを実施しておりますので、その結果によりまして、はっきりした数字が出てくるんじゃないかというふうに思っております。それを踏まえまして、私どもといたしましては、空き家の利用方法等を検討していかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

1,810あって、どんだけ使えるかどうかの。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

1,810、どれだけ使えるかというのは、把握してございません。これはあくまでも統計上の数字でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

地方創生事業ですね、これは町長、それから職員、町民が一体となって、結果を出してかないかんというようなことですね、非常にいい例が出てきたんで、是非ですね、雇用情報等も含めて、展開をしていってほしいなと思います。

それから、この質問のまとめとしまして、この地方創生事業の組織的な運営についてなんですが、現状の運営はですね、企画課が窓口になって、事業が複数の担当課に分散されて促進しています。しかし、より高い成果をあげるためにはですね、人的もしくは組織的な改善が必要だと思います。私の目線ではですね、この行政の縦割りという制度が、非常に心配されます。事業全体を掌握してですね、総合的に迅速な、陣頭指揮がとれる組織体制が必要だと、私は思うのですが、専任者の配置、プロジェクトチームの編成等、手法はいろいろあるかと思いますが、協力隊も2名くると聞きました。

町長は、この辺についてどうお考えでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりですね、今までは行政の縦割りということで、いろいろな弊害もあったと思います。そういう中で、私も就任以来、副町長をトップにですね、いろいろなプロジェクトチームもつくって、空き家もそうですし、そういった部分でやっております。今、行政もだいぶ複雑化してまいりまして、1つの課でできるということはですね、大変なくなってきました、逆にね。そういう意味ではですね、議員おっしゃるように、横のつながりを、私なり副町長がトップということでさばいてですね、1つのグループとしての検討会議等を今、行っておりますので、議員ご指摘のように、今後もそういう形で進んでいきたい、そのように思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

是非そういう総合的な組織体制で、お願いしたいと思います。

次にですね、ふるさと納税に移らせていただきます。

ふるさと納税もまさに地方自治体の生存競争であります。制度が存続する限り、収入の向上に努力する必要があります。また、この寄附金が当町にどれだけの成果をもたらせているのか検証すべきです。このことについて、以下、6項目をお伺いします。

1つ、当町の27年度の収入実績と、県下市町との実績比較、及び対個人住民税比率をお伺いします。

2つ目、紀北町民が町外に対して行った、ふるさと納税件数と金額、及びこのことによる町民税のマイナス額について。

3つ目、返礼品など発生した経費の項目及び金額、及び27年度の実質収支額をお尋ねします。

4つ目、今年度の滑り出し状況はいかがでしょう。

5つ目、今後の進め方について。

6つ目、寄附金の使い方について、以上、お聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、ふるさと納税についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附金税制の仕組みを活用し、納税者の意思を尊重する観点などから、平成24年度の税制改正によりまして、導入された制度でございます。当初は全国的に低調でしたが、東日本大震災後、民間会社によるポータルサイトの開設による返礼品やPRや制度の拡充などから、制度の普及、理解が大きく進んだこともありまして、寄附金額は急激に増加し、自治体の取り組みも大きく拡大しております。この流れを受けまして、紀北町におきましても、平成27年10月から返礼品制度を取り入れました。紀北町ふるさと納税制度、これをスタートさせたところでございます。

まず、1のご質問でございますが、返礼品制度の効果によりまして、紀北町の実績といたしましては、返礼品対象によるものが、寄附件数で4,960件、寄附金額で7,245万4,000円、返礼品対象によらないものが、寄附件数で9件、寄附金額で1,218万5,000円となっております。

まして、合わせますと、寄附件数4,969件、寄附金額は8,468万9,000円となっております。

この金額につきましては、県下では多いほうから8番目で、紀北町の平成27年度個人住民税現年分の収入済額の5億4,566万4,000円と比較しますと、15.5%分に相当いたします。また、平成27年度に県下で一番多く寄附があったのは、志摩市で寄附件数が1万1,634件、寄附金額が6億7,394万1,000円となっております。

紀北町民が町外に対し行ったふるさと納税件数と金額及びこのことによる、町民税のマイナス額についてのご質問でございますが、寄附の相手先を、町内外に振り分けたデータがないことから、把握のできるものとしたしまして、町内の方がふるさと納税を行い、申告があったものについて回答させていただきます。

平成27年度に紀北町内の方で、ふるさと納税を行ったとして、申告のあった方は74名で、その寄附金額は389万4,000円でございます。これによる町民税のマイナス額は179万6,000円となります。

3番のですね、平成27年度において発生したふるさと納税の経費でございます。PR活動といたしまして、南部まるごと情報発信事業、紀北町観光協会へのPR委託事業や、担当職員による東京などでのPR活動など313万6,000円、返礼用特産品取扱業務委託料といたしまして、返礼品の選考業務を含めまして、観光協会への委託金に3,440万6,000円、ふるさと寄附取扱事務費といたしまして、ふるさとチョイスなどの公金決済業務委託料や事務補助員1名の雇用などで192万2,000円となりまして、経費の総額といたしましては、3,946万4,000円となっております。

返礼品対象の寄附7,245万4,000円から経費の総額3,946万4,000円を差引いたしますと、実質の収支は4,517万5,000円となり、経費の負担割合は54.5%になります。

4番、平成28年度の状況でございます。4月から8月末までの寄附件数は、返礼品対象によるものが、寄附件数で803件、寄附金額で1,567万4,000円、返礼品対象によらないものが寄附件数で2件、寄附金額で101万円となっております。6月に返礼品の拡充見直しを行い、それまでの4月から5月までの月平均は、110万円程度でございましたが、6月以降は月平均440万円程度に増加しております。

紀北町ふるさと納税の今後の取り組みにつきましては、寄附者の多い東京や名古屋など、都市部でのPR活動を行うとともに、マスコミやインターネットなどを活用した情報発信によりまして、紀北町のふるさと納税の認知度を高め、紀北町の応援者の増加につながる取り組みを推進いたします。

また、新たに導入いたしました、ふるさと納税管理システムを活用した、情報分析やソーシャルネットワークシステムなどを活用した、情報発信の導入に加え、さらにふるさと納税返礼品について、現在の商品のスキルアップや新たな商品開発などを、紀北町観光協会や採用を見込んでおります地域おこし協力隊の方などと連携し、取り組みを進めていきたいと思っております。

寄附金の使い方ではありますが、これまで平成22年度に図書の購入で80万円を使っているところでございます。平成28年度では、5,072万8,000円を取り崩し、返礼品などの経費のほか、教育関係を中心に取り組み、活用させていただいているところでございます。

今後も、ふるさと寄附金の活用につきましては、寄附者の意思を十分尊重するとともに、貴重な財源として、通常予算では組み入れにくいものなども意識して、有効活用を図っていききたいと、そのように思っております。また、寄附者の方々に紀北町について、一層のご理解をいただくための取り組みを進めるとともに、事業者の皆様や観光協会との連携を深めつつ、地域特産品のPRや開発などを促進し、地域の活性化につなげていきたいと、そのように思っております。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

県下の状況を見てみますと、志摩市、桑名市、玉城町、鳥羽市、尾鷲市、松阪市の順に、高い順になっております。これ当町を含めてですね、いずれも対個人住民税に対する割合は、10%を超えています。町長、先ほど、当町は15.数%と、確か言われたと思うんですが、この金額はですね、財政運営にとって無視できない規模に達していると思うんですが、町長はどのように感じておられますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。もう少ししゃべっていいですか。とにかくですね、15%もの、今までに読むことができない、お金が入ってきたわけなんです。ですから、先ほどちょっと使い方のところで、言わせていただいたのが、普通の通常的な経費、使い方はあるけれども、これしたいな、ちょっと厳しいなという、通常予算ではありますよ

ね。そういったものとか、寄附者の希望をですね、お聞きしながら活用していくということなんです。15%、大変大きな数字だと思います。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

大切な財源だというふうに思います。

次ですね、27年度の実績についてなんですが、いただいた収支計算書から想像以上のですね、成果があることが確認できました。私の試算ではですね、町長の答弁とダブるんですが、収入実績8,463万9,000円、経費がですね、3,946万4,000円、差し引いた実質収支は、4,517万4,000円、収入の53.4%となっています。

経費のうちですね、3,440万5,000円は、返礼品にかかる経費で、この部分は町内で使われ、地域の経済に貢献しております。したがって、7,958万円、94%が町内で活用されたこととなります。当町にとって、大きなメリットだと思います。町内のふるさと納税者数は74名、税額で179万円と聞きました。これが町全部、町外に寄附したとしても、交付税算入を差し引くと、実質44万円の損失となります。心配しているほどではありませんでした。なお、一層のですね、事業促進をお願いしたいと思います。

そこで、今後の進め方についてですが、今年度から始まった企業版ふるさと納税の対応については、町長どうされますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

企業版ふるさと納税、大変ですね、今のところ難しい状況ですね、うちから考えれば。国自体もですね、102件の公表があっただけということなんで、ちょっとこの企業版ふるさと納税の仕組み自体も、ちょっとわかりにくいんで、担当課長のほうから説明させていただきます。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

企業版ふるさと納税につきまして、少しお話をさせていただきます。

現在、当町でもお願いしております、ふるさと納税と企業版ふるさと納税でございます

けども、どちらもですね、地方税法を改正いたしまして、寄附者に対しまして、これまで以上に、税金の控除をやるというのは、同じでございます。ただ、企業版のふるさと納税につきましても、地方創生の応援税制という言葉もございまして、各地方自治体が地方創生を進めるにあたって、この税法上の控除等を、有効に活用している事業をやっているよというのが、国の考え方でございます。

その中で、一般のふるさと納税ですと、寄附しますということで終わってしまうんですけども、この企業版ふるさと納税になりますと、例えば役場がですね、いろんな案をまずつくります。案をつくって、その案を各企業に持ち込みます。こういう事業を町としてやりたいんですけども、ご寄附いただくことは可能ですかということで、お伺いにいきます。

それによりまして、企業さんがそういう事業ならですね、私どもも賛同して寄附をさせていただきますということがありましたら、こちらのほうで国のほうへ、そういう事業の申請を行うということで、寄附をいただくものでございまして、先ほど町長が言いましたように、全国的には100件ぐらいですか、現在ね。それで、県内では0というふうに聞いています。そういうことで、どうのこうのじゃなくて、やはり、こういうのを有効に活用すべきというふうに考えておりますので、これからはですね、是非、企業版のふるさと納税につきましても、勉強させていただきまして、有効活用できる部分があれば、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

当町でですね、CSR活動、企業ですね、地域貢献のことなんですが、この活動をですね、当地でやっておられる企業が何社かあります。まず、そういうところに情報として持ち込んだら、いかがだろうか、私は思うわけですが、企画課長、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

ありがとうございます。私も企業版ふるさと納税の話聞いてからですね、どういう業者へですね、どういう案を持っていけばいいのかということで、いろいろ内示も見ました。単純でございますけれども、例えば木材の有効活用ですね、ハウスメーカーいけんかと

かですね、スポーツ交流の関係で、スポーツ用品の会社へいけんとかかですね、そういうことも考えておりましたが、今、議員からおっしゃっていただいた、地域に貢献していただいている企業というの、大変大事な話というふうに考えましたので、それも含めまして、これから検討なり勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

最後の質問になります。寄附金の使い方、これが重要だと思うんですが、町民が目で見えてわかるように、寄附、納税者には使い道のフィードバック情報が必要だと思います。昨年ですね、熊野古道関連のおつきあいで、私、玉城町の文化イベントに招待されました。そこでですね、目にしたのは、田丸城址の修復現場とかですね、この開催されている文化イベント、このイベント会場にですね、この事業はふるさと寄附金で行っていますという表示が出ておりました。

これ私ですね、関心しました。ふるさと納税でですね、良い結果を残しているところは、工夫しているのだなというふうに感じました。この寄附金の使い方について、レポートを得るためにもですね、当町らしい工夫が必要かと思うんですが、最後に町長、この辺の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさと納税の使い方ですね、議員おっしゃるように、私も思っているのは、今は銚子川が大変調子がいいじゃないですか。多くの他の町から来ていただきます。そういう方たちの目につくところに、そういうふるさと納税を使っていますよという、まさに議員おっしゃるとおりなんです、見える化をすれば、逆にそういう制度があるのか、じゃあ銚子川のために寄附しようかということがですね、きっと生まれてくるのではないとか、いろいろ私も思っておりますので、議員おっしゃるとおりだと思います。見える化して、PRして、そしてまたそれを見て、寄附していただく。そういうシステムをですね、できればいいなと思っております。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

最後にですね、この地方創生事業、それからふるさと納税、寄附金ですね、これについては、町長以下職員、そして再三いうように、我々町民含めて、全体ですね、一丸となって頑張っただけかと思えます。そういう意味で、いい知恵をですね、出し合って、よその自治体に負けないように、頑張っていきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終了します。

瀧本攻議長

答弁はいりますか。

10番 玉津充議員

意気込みだけ語ってもらいまして、それで終わります。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方創生、それからふるさと納税、まさにですね、地域の生き残りをかけたような事業、施策でございますので、国の施策もですね、十分活用しながら、頑張っていきたいと思えます。以上です。

10番 玉津充議員

ありがとうございました。終わります。

瀧本攻議長

これで、玉津充君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで1時まで休憩といたします。

(午前 11時 58分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

瀧本攻議長

次に、4番 樋口泰生君の発言を許します。

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

4番 樋口。一般質問をさせていただきます。

その前に、通告のとおり議長の許可を得まして、平成28年9月議会一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、2項目を考えております。まず1つ目が、長島地区住民施策について。2つ目が、防災対策今後の方針についてであります。明快な答弁により、町民の皆様にご理解をいただけることを期待し、また、項目がたくさんあります。小項目がたくさんありますので、再質問がないよう詳しい答弁をいただければ幸いです。

では、質問に入らせていただきます。

1つ目、長島地区、住民施策についてであります。長島地区のことについて、6つの質問をさせていただきます。まず小項目の1つ目、町営墓地の環境整備ですが、町長は現状を把握し、危険個所の対応策を日頃から考えていらっしゃるかと、推察申し上げますが、所見を伺います。

2つ目、多目的会館、今後の施策についてであります。長島地区住民の自治の本拠地、そして、公民館講座をはじめとして、文化・防災の基地であります、この行政施設、現状説明を含めた、今後の運営について、どのように考えていらっしゃいますか、伺います。

3番目、嵐屋アートの会の運営している、アーティストを呼んだりしている文化活動がありますが、その文化事業、熊野古道美術展in紀伊長島、及びアーティスト・イン・レジデンスについて、人、地域の元気を繰り返しおっしゃっています町長及び行政の対応、今後の方針を伺います。

4番目、保健センター施設の現状説明と、この施設の今後の利活用について、答弁を求めます。

5番目、スポーツ振興を強力に押し進めています町長として、紀伊長島体育館の今後の利活用について、答弁を求めます。

6つ目、先頃、新聞報道にもありましたが、外部委託して、空き家の現状分析をするということでした。これについて、長島地区の状況と今後の方針は、どうお考えか答弁をお願いいたします。

以上、6つの小項目について、お願いいたします。全てお答えいただいてから、必要に応じて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、樋口議員のご質問にお答えさせていただきます。

町営長島墓地につきましては、危険箇所の点検と改善、改修工事などを繰り返しながら、利用者の利便と安全を図っているところでございます。施設の老朽化や周りの自然環境が変化していることにより、今、以上に墓地の安全面に努力していくことが必要であると考えております。

とりわけ、将来問題となり危険ではないかと危惧しておりますが、隣接する山からの倒木と、大雨時に流れてくる大量の水でございます。特に山からの水につきましては、墓地の中央を流れる久野川の増水と相まって、過去に護岸が一部損壊する被害が出たこともあります。また、川の左岸の一部に地盤が不安定になっているのではと疑われる箇所もあり、注視が必要と考えております。

倒木や増水時の対応につきましては、私有地を含み、かつ相当広範囲に及んでおりますので、その対策について苦慮しているところでございますが、本年4月より職員が現場の状況をつかむために、点検に出向しているところでございます。何らかの危険な変化があれば、例え応急であっても、早急に相当の対応ができるよう努めているところでございます。

続きまして、多目的会館の今後の施策について、お答えをさせていただきます。

現在、多目的会館内にある図書室は、本年度末に地域振興会館の2階へ移転するための作業を進めているところでございます。

図書室移転後は、3階の研修室機能を2階におろしまして、2階で講座や研修、会議等ができるよう計画をしておりますが、施設の老朽化もございますので、改築を検討しているところでございます。

続きまして、嵐屋アートの会文化事業への施策について、お答えをいたします。

嵐屋アートの会の皆さんが開催されている、熊野古道美術展につきましては、質の高い芸術を本町に持ち込むとともに、街に賑わいと話題を創造していただいておりますし、文化的にもまちづくり的にも、本町にとって大変良い取り組みをされていると思っておりますし、この際に、町民の有志の方々が集い、実行していただくことは、大変ありがたく思っているところでございます。

したがって、第2回の美術展の開催にあたりましては、昨年度に補正予算を、議会でお認めいただき、50万円の補助金を支出させていただきましたし、本年度につきましても、同額の補助金を当初予算で認めていただいております。

これからも、是非、それらの取り組みは続けていただきたいと思いますと思っておりますし、そのための支援も継続させていただきたい、そのように考えております。

保健センターについてでございますが、旧紀伊長島町時代から、合併後も本庁舎が現在の場所に至るまでは、保健センターは紀伊長島地区の保健業務の拠点として、活用してまいりましたが、本庁舎移転後は、福祉・保健分野の連携の強化と、立地的利点から地域保健業務の拠点は、現在の本庁舎内に置くことといたしました。

現在は、毎週金曜日と第3月曜日の午後から、介護予防教室。第2木曜日の午前中、精神疾患患者サロンに利用していただいているというのが現状でございます。

今後の活用につきましては、公共施設のあり方検討会を経て、方向性を決定していきたいと考えております。

紀伊長島体育館の活用について、お答えをいたします。

紀伊長島体育館は、昭和48年3月竣工で、築後43年が経過しており、以前から雨漏りが発生していたため、平成24年度と26年度に、屋上防水改修工事を実施しました。これにより施工箇所については成果があり、漏れは止まりましたが、それ以外の箇所から新たな雨漏りが、複数の箇所から発生し、安全にスポーツをしていただくことが難しくなったことから、今年度から使用を中止しております。

ガラス張りの体育館という特殊な構造のため、大規模地震の際には、安全性に不安もあることから、再開することは難しいと考えているところでございます。

長島地区の空き家対策についてでございます。紀北町に限らず、全国的にも空き家が増加し、問題が生じてきております。町内でも少子高齢化、過疎化が進みまして、人口が減少する中、長島地区に限らず空き家が増えてきております。空き家となることにより、防犯、防災上や周辺への環境等の問題の発生が懸念されます。このため、今年度、町内の空

き家の実態を把握するための調査を実施し、調査した結果を基に、利活用等のアンケート調査を行います。

この結果を踏まえまして、移住定住対策等を含めた、空き家対策を検討し、施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今までの6項目の再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初の質問させていただきました、墓地の真ん中にあります、谷川といいますか、久野川ですね、それについての対応を、具体的にですね、今、町長お答えいただきました。ありがとうございます。

ただですね、ほかにもですね、この川沿いにはですね、後からなのか、最初からなのか、わかりませんが、お墓がありましてですね、それをお参りするのにはですね、これは今、お答えいただいた左岸ではなくて、右岸のほうでですね、後ろを向くとすぐ川があるというか、お年寄りの方がですね、拝みまして、ちょっとけつまずくと、谷川に落ちてしまう、そういう状況のところもありますんで、そういった点にもですね、注意を払っていただきまして、どっちかというところ、最初の地盤に関してのお答えに関しては、様子を見ないといけないというところもあるかと思いますが、現時点である危険箇所は、どちらかというところ、その右岸のほうのですね、墓が隣接している部分がありますんで、そこでそれぞれ、信心深い方というのは、若い方よりも結構、年配の方が多いと思いますので、そこら辺での危険性をなくすためにですね、施策もお願いしたいと思います。

ただ、話戻りまして、その地盤のほうのですね、お話なんですが、私がお墓を利用していらっしゃる方からのお話を申し上げますとですね、当然、地盤がそういうふうになってきたんで、それは傾いてきたんで、そういう話があったわけですね、墓石を直そうとしたところが、地盤が傾いているので、これを墓を真っ直ぐに直しても、また地盤が沈む可能性があるから、いつどうなるか、きちっと地盤が安定すればですね、墓石の修正も可能なんですけど、そういったところがございますんで、それは当然、その墓石をすえた時は真っ直ぐだったはずなんですよね。

それが、右と左に、左右の墓石とのバランスからいうと傾いてきていると。それは地盤

によるものだというのが、いわゆる墓石のですね、業者さん、石材屋さんのご意見でもありますので、今後、それがどうなっていくのか。逆に言いますと、それがどんどん傾いていって、今度施工し直したのがですね、また、傾いた時に補償してくれるのであれば、結構なんですけども、そういったところもありますんで、もう少しだけですね、徹底的にといいですか、地盤のですね、調査、それをした結果ですね、様子みましょうということに、お答えいただければなというふうに思うんですが、町長のお考え、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった点につきましても、担当課のほうはですね、把握させていただいております。それと、今、お話にあったように、ほぼ毎日のようにですね、職員もそういった危険な状態は、私も何度か行かさせていただきましたですけども、大変、いろいろ継ぎ増し、継ぎ増しのような修繕やっています。私になってから、毎年のように、修繕費用をあげさせていただいております。そういった個別のこともですね、十分対応させていただきながら、ただ、今、抜本的な計画というのはございませんが、そういった個別対応をいたしましてですね、先ほど右岸のほうの危険度が、どの程度かということも把握させていただきたいなと思っております。

また、それによって、対応できるものであれば、させていただきますが、それによって、通路等が大変狭い通路なんでね、あそこは。そういったものに阻害があるのかどうかということも含めて、担当のほうで検討させます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたしたいと思います。

次は、小項目の2番目の、多目的会館についてでございますが、お聞きしたいことは、いつ頃、改築される、町長の思いかな、それをお聞きしたいと思います。多目的会館。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、30年改築に向けて、いろいろ県とも協議をさせていただいております。なぜ

かといいますと、適化法の関係がございまして、一応、31年までですね、適化法の網がかかっております。そういったものもありますので、そういった部分もですね、今、県と相談をさせていただきながら、やっておりますが、そういった問題が解消されれば、私といたしましては、29年設計、30年に改築をしていきたいとは思っておりますが、これはですね、議会の皆様のご理解もいただかなければいけませんので、ここでですね、明確に実行しますとは申し上げることはできませんが、予定をいたしております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。予定の予定を聞くだけでも、質問した甲斐がございまして、ありがとうございます。

それでは、3番目のアートの会の活動に関してでございますが、予算的にもですね、毎年決まった予算を付けていただくことはですね、この会の皆さんも大変喜んでいらっしゃると思います。なんです、これはちょっと4番との兼ね合いも含めましてね、同時にちょっとお聞きしたい部分がありまして、4番の保健センターに関しては、今、ご答弁いただきました、金曜日と第3火曜日ですかね、現在でも使って、使用されておるといふか、行政のですね、施策上の運営をされているということですので、私自身はあんまり使われていないのかなと思ったんですけど、そういった形で使われていると。

なんです、もう1つですね、これは間違っていましたら、ちょっと教えていただきたいんですが、アートの会の嵐屋旅館ですね、のご自宅の部分、保健センター横に隣接してまして、関係者の方に伺いましたんですけども、町長のほうですね、そのアートに関係する施策において、町長にも腹案があるように、私は伺ったんですが、そこら辺はですね、どういうふうに思っているのか。もし間違っていましたら、訂正いただけると結構なんです、お考えをいただきたいと。3番、4番同時で結構でございます。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、いろいろなお話はさせていただきました、先生方とですね、そういった中で、話はさせていただきましたが、今のところ案というものはございませぬが、昨年度の、今年で

すね、昨年度になるんですけど、アートの会の皆さんにも、製作場所とか、展示場所に使用させていただきました。そういう意味では、去年がですね、リハビリセンターの器具を撤去させていただいたり、今年もまだ保健センターにいろいろと、以前、使っていたものがございまして、その片付け、撤去費用をですね、しっかりと予算化もさせていただいておりますので、そういった意味では、来年のアートの会が、もしお使いになるというのであれば、今、以上に利便のいい使い方ができるのではないかと考えておりますが、保健センターは先ほど申し上げたように、公共施設のあり方検討会でですね、そういった会の皆さんの意見も聞きながら、どうやっていくかなということもありますし、多目的会館ができれば、そういった今の保健事業とか、そういったものもですね、そういったものを複合的に考えて、議論すべきだと思っております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

よくわかりました。検討会があるということであれば、町長の独断ではですね、判断できない部分があるかと思えますので、その質問に関しては結構でございます。ありがとうございます。

次に、5つ目の体育館に関してなんですが、これは今後のことなんですが、使わずにそのまま置いておくのか、それとも災害があった時には、ガラス張りですんで、余計危険かなというのがありますんでね、もっと言えば、建て替える、替えない、跡地利用、いわゆる施設の跡を利用ばかりではなくて、広大な土地があきますんで、その利用に関して、町長の所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたようにですね、この施設、ちょっと特殊なつくりでございますので、建て替えはちょっと難しい、いや、そのまま使用することは難しいのではないかと考えております。こういう中、いろいろなお意見があったんですが、私ちょっとスポーツを振興するという観点からですね、防水をさせていただきました。その議論の中でも、スクラップアンドビルドということで、無理なんじゃないかと言われ、おっしゃる意見が庁舎内でもございました。

しかし、挑戦しようじゃないかということで、24年と26年に防水工事をさせていただきました。しかしながら、それで止まることなく漏れております。それで、中を見ていただいたらわかります。相当、傷んでおります、床のほうもですね、そういう中で、今のところ、これを再利用することは難しいという判断は持っております。

そういう中で、今まで利用していた方には、しっかりと他の場所をですね、生涯学習課のほうで対応させていただいて、場所移転をしていただいております。そういうことからすれば、慣れ親しんだ体育館から変わるということは、大変ご迷惑をおかけしたことだと思いますので、お詫びを申し上げますが、大会等でミニバスなんかでも、よく使っておりました。そういうためのために、フィットネスホール等の大会等の使用料を、無料ということで、今年度からさせていただいておりますので、そういうことで大会に対しましてはですね、そういう対応をしておりますし、日常的な活動に関しましては、他のいろいろな体育館等の施設を活用していただいて、今現在、行っているところがございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

これに関しては、予算をかけるだけの値打ちが、あるのか、ないのかという部分もございます。ただ、町長おっしゃっていますスポーツ振興、スポーツ合宿、誘致の意味合いからいくとですね、体育館、体育施設が1つでもなくなるとですね、そこら辺の玉がなくなるといいますか、ツールがなくなってしまうんですという危惧も含めまして、今のところまったく改築の予定はないと、そういうふうに向っておきますというか、それをお聞きするしかございませんので、この体育館を愛されてですね、使ってみえた方々に、私の存じあげておる方にですね、そういうふうに、答えはわかっていた部分もございますが、最後のお答えというふうな気持ちでおります。

それでは、次の6番目に、移らさせていただきたいと思いますが、この空き家に関してですけども、今回の調査ですね、固有名詞をさけたほうがええんかわかりませんが、業者さんに依頼したと。その項目ですね、調査項目に関して、詳細を答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

調査項目等につきましてはですね、建物、屋根、外壁、敷地、立木、塀、そういった部分の28項目について、外観から目視で調査をすることになっておりますが、ちょっと詳しくは担当課からお話をさせていただきます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

調査項目につきまして、ご説明させていただきます。まず、先ほど町長が申し上げましたように、調査項目につきましては、28項目を設定してございます。

まず、建物の外観につきましては、表札があるかどうか、郵便受けがあるか、電気メーターの状況、プロパンガスの状況、雑草・立木の状況、ごみの放置、堆積の有無、また道路の幅員、駐車場スペース、玄関前道路との高低差、あとは門、塀の状況、擁壁の状況、屋根材の状況、外壁材の状況、隣家との塀の共有、建物の傾き、樋の状況、窓ガラスの状況、その他破損の状況、第三者に危険を及ぼす可能性、汚物、落書き、悪臭、害虫のすみつきなどを、外観から調査いたします。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、お答えになりましたのは外観28項目というふうに、考えさせていただいて、よろしいかと思います。以前にもですね、12月に空き家に関する質問をさせていただきました。その時に、その建物ですね、所有者とか、管理責任者とか、耐震状況とか、築年数とか、あとは全体の、紀北町全体でもそうなんですけども、地区別分布ですね、そういったことを質問させていただきましたが、これに関しては、いちいちですね、その業者を入れてやるまでもないというか、役場の中でですね、住民票なり、そういったもので把握できるのでしょうか、それに対してちょっと答弁いただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、目視をしていただきます。そうすれば、その建物が特定できます。

特定できれば、耐震基準でいいますと、昭和56年以前の建物かどうかもわかりますので、そこで耐震もですね、あるかないかというのも、わかります。そういった意味でやってまいりますので、一応、場所が特定できれば、役場の中で調査できるものもありますので、そういったものを、いろいろランク分けしたり、アンケートをとってですね、所有者のわかっている、今後どうするのかということもございますので、今後そういうことをやりながらですね、より詳しい情報を積み上げていくというやり方になろうかと思えます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

前者議員の場合のですね、空き家の場合は、空き家バンクを使ってですね、定住していただくための、どちらかというと、人口増加のための、明るい材料の建物の把握という感じがするんですが、私の今お聞きしているのは、危険家屋、いわゆる危ない家屋がないか。それと防災上の観点からも含めてですね、やっぱり道路を塞いでしまったりとか、いわゆる地震があった、津波がくる、その時に逃げられない家屋が点在していますと、それだけでも人命に関わることですので、今回のですね、日程としては、9月5日から10月末でよかったですかね、調査をされるということなんですが、日程ちょっと、先ほど前者議員がお聞きしたことなんで、改めてなんですけども、これに関しましては、両方兼ね備えた調査と考えてよろしいんでしょうかね。いわゆる空き家バンク用の登録用と、危険な建物の撤去も踏まえた場合ですね、それに関して、再度、答弁いただきたいと思えます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の調査につきましては、先ほど議員のご質問のとおり、両方の調査を、危険な空き家と思われる調査も含めて、あと今後、利活用が可能な空き家とか、そういった全ての空き家に対して調査を行うものでございます。

調査期間につきましては、先ほど申し上げました、10月末までには、現地の実施調査を行いまして、その後、それをデータ化いたしまして、アンケート調査を行いまして、3月中旬を業務の完了予定として、今、進めております。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

私のほうの質問は、先ほど申し上げましたように、危険家屋への対応といたしますか、こちらのいわゆる防災上のほうが、近い部分がありましてですね、もう1点だけ、ちょっとお聞きしたいんです。

いわゆる法制上も、若干、そういう危険家屋に関する行政上の対応もかわってきていると思いますが、その中でですね、税法上の問題もあるかと思うんです。それに関して、今、現状その税法ですね、それをですね、前向きな、当然地方税で、固定資産税なんで、そこら辺の部分でですね、より安全な町にしていくためのですね、行政施策として、お考えはないかなと、ちょっと抽象的な聞き方ですが、町長お答えいただけませんかでしょうかね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところですね、そこまで踏み込んだ議論は行っておりません。例えば固定資産税が6倍になるよとかいう、そういうお話でしょうね、おそらく。今、まず調査が終わりまして、空き家等の措置法に基づいたですね、計画をつくったことによって、除却の問題とか、いろいろ出てまいりますんで、それまではあくまでもですね、自主的なそういう撤去とか、そういう話になります。そこでですね、固定資産税等をどう扱うかというのは、今のところ議論しておりません。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

10月末までですね、調査をいただいて、紀北町全域だと思いますが、ある程度の結果が出てくると。それを基にですね、そうすると今の問題が発生してですね、当然、今の法制ではですね、潰すのは行政が潰して、難しい言葉は、ちょっと使いきれないもんですから、

今ある老朽家屋を潰す費用は、行政負担だけど、あとから地権者に請求するという法律が認められたに近いと思うんです。

でも、その後、固定資産税がどんどん増えてくると。それに関してですね、その部分が地方税の対応でできるのか、そこら辺ですね、対応を若干でもすれば、そういった危険家屋への対応がですね、より早く進んでいくのではないかと、ちょっと素人すぎる考え方かわかりませんが、再度、それに関して答弁をいただけますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も詳しいことはわかりません。後で課長のほうから答えていただきますけども、空き家等も例えば上にあったとしても、人が住んでいない時に、現況の状態とか、そういったものがございます。今も現況課税しておりますんで、そのところで、どうなっていくかという議論もあって、例えば家が建っていても、普通の、家ないというような形で課税しているかもわかりませんが、それちょっと担当のほうから、お話をさせていただくんですが、ちょっとこの空き家等の特別措置法についてもですね、あくまでもいくつもの段階を踏んだ上で、行政が代執行できるという話なんで、それに至るまで、いろいろなお話がござい

ます。

そういったものもクリアーしながらですね、やらなければいけないと思うんで、税金のほうはちょっと税務課長のほうから、答弁いただきます。

瀧本攻議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

固定資産税なんですけども、確かに議員が言うように、家が建っておると、その家が居宅の場合、住む家の場合、土地の評価が6分の1に下がります。ただ、その家を壊すと、6倍に上がるかという、負担水準とか、いろんなことがあるんですけども、約200㎡までだったら、4.2倍ぐらいに、固定資産税のほうはなります。ただ、固定資産税という、地方税法の中で定められた感じで行っているものですから、各市町、団体で、その負担水準を変えとか、軽減を変えとか、そういったのは、現在の法ではないと思います。

以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

わかりました。地方税法を変えるのは、地方ではできないというふうな、お答えだと思います。特例措置とかですね、いろいろ検討いただきまして、ご検討いただければなというふうに思います。

それでは、2番目の防災対策等の方針についてに、移らせていただきたいと思います。

1つ目、東日本大震災以降の当町の防災施策の現状と、特に2次避難所の計画について、説明をお願いいたします。

2つ目といたしまして、赤羽川河床の状況と、今後の大雨、豪雨対策について、答弁を求めます。

3番目に、一般質問するごとに、ほぼお聞きしておりますが、山本地区湛水防除設備整備について、伺いたいと思います。答弁をよろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防災対策ということで、ご質問いただきました。

東日本大震災後の防災施策の現状と今後の方向性についてという、まずご質問をいただいております。

本町の防災対策といたしましては、平成23年度から25年度の3年間、まず、できることから実施するといたしまして、より早く、より高くをモットーに、各自主防災会から要望があった、避難路整備や、小規模修繕の実施、海拔表示や避難誘導看板、ソーラー式や蓄電式の避難誘導灯の設置、自主防災会倉庫の新設及び移転、防災用テントやカケモックなどの防災用品の配布などを進めてまいりました。

また、平成24年度より各自主防災会に対して、補助金を交付し、活動を支援するとともに、町民の皆様には津波避難マップ、防災マップ、津波ハザードマップを作成し、配布いたしております。

平成26年度より、避難路整備等に加えまして、第2ステージといたしまして、津波避難タワーの施設整備や消防署の移転を進めているところでございます。2次避難場所につきましては、町内の山間部の津波浸水域外に25箇所、指定しておりまして、収容可能人数は6,900人であります。

熊本地震の報道でもありましたように、大規模に被災した場合、2次避難場所は重要になることから、本年度はプライバシーを確保するための間仕切りを購入し、4箇所を保管をいたしました。

それから、赤羽川河床の状況についてでございます。赤羽川につきましては、平成26年9月の台風21号に伴う豪雨により、護岸の損傷など、甚大な被害を受けましたことから、県において赤羽川災害復旧助成事業により、復旧工事を実施いたしました。

事業の内容といたしましては、通常の災害復旧事業は、原形復旧が原則であり、機能向上などの改良はできない事業に対し、赤羽川では助成事業の採択を受けたことから、護岸の復旧など、原形復旧に加え、河川断面の拡大などの機能向上の改良を実施したことにより、一定の安全は確保されているところでございます。

一方、堤防からの越水、河川推移の上昇による、立枯木の助長など上流部への影響が懸念されている、河川内の堆積土砂につきましては、平成16年の災害以降、毎年、町から県に対し、河川の堆積土砂の撤去を要望しております。

県におきましては、昨年度、赤羽川、三戸川で、1万2,500立米の土砂撤去を実施しておりまして、平成27年度からは堆積土砂撤去計画を作成し、現在、災害復旧事業等を活用した河床掘削事業として、志子川合流部、及び十須地区の河川内の堆積土砂の撤去を実施いたしております。

また、従来から実施している河川堆積土砂撤去方針を活用した、砂利採取事業につきましては、現在、尾鷲建設事務所で採取場所の選定を行いまして、今後、砂利組合と協議をする予定と、県から伺っております。

しかしながら、土砂撤去事業に際し、処分地の確保が難しく、県並び町におきましては、堆積土砂処分地の確保に取り組んでいる状況でございます。このような状況の中、県におきましては、平成27年8月20日から平成30年3月31日の期間で、建設発生残土の民間受入地を募集することとなりました。

また、町といたしましても、自治会、森林組合及び建設業協会に、残土処分地の斡旋の依頼を行っているところでございます。

赤羽川をはじめ銚子川などの県管理河川区域内の堆積土砂の撤去につきましては、私も本年8月10日に行われた、三重県知事との対談でも、土砂撤去予算の拡充を直接要望したところでございます。町といたしましては、今後、早期の土砂撤去など、適切な河川の維持管理を県に要望してまいりたいと、そのように思っております。

それから、山本地区の排水機場の現状につきましては、昭和63年度に建設され、28年経過していることから、確かに建屋やポンプなどの老朽化が進んでいるところでございます。排水機場は非常に重要な設備でありますので、機能の維持、適正な運転を保持するために、土地改良施設維持管理適正化事業等を活用いたしまして、エンジンやポンプの分解整備など、定期的に行っているところでございます。

また、平成26年度に行った、県営基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業による診断結果から、全体的に経年劣化による劣化が見られ、今後においても施設の整備補修が必要であるとされておりますので、引き続き施設の長寿命化を図るために、定期的な分解整備などを行っていきたいと思っております。

雨水対策につきましては、大雨警報発令時には、職員が排水機場に待機いたしまして、運転可能水位を超えれば、ポンプを稼働させて対応いたしております。いずれにいたしましても、排水機場は重要な施設でございまして、その維持管理、捜査等には細心の注意を払って行うよう、担当に指示しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

改めまして、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の質問をさせていただきました、防災対策でございますが、特に2次避難所への対応ということで、お聞きしてまして、ご説明の中にはですね、25箇所、6,900人と答弁いただきましたけど、25箇所、全て言っていたのは、時間がかかりますので、あれなんですけども、このちょっと意味がわからないのはですね、当町には自主防災会があるかと思っております。自主防災会と町との関係ですね、前回、6月議会でもですね、一般質問をされた議員さん、先輩議員もいらっしゃいますけど、自主防災会とですね、私、常々思っていることは、自主防災会と行政との関係、それと、一般住民と自主防災会との関係、その点に関してですね、いわゆる特に浸水域ではない地域との、浸水域である地域との協定なりですね、有事の時はこういうふうな形で、公民館を貸してくれ、小学校を貸してくれ、場合によっては、空き家ですね、そういったものも含めてですね、そういう協定を結ぶのは、各自主防災会同士では苦しい部分があると、感じておる部分がありまして、それ

に関して行政の力添えといいますかね、呼び水というか、潤滑油というか、そういったものに関して、答弁いただきたいんですが、よろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の趣旨が、ちょっとね、わかりにくいところがあるんですけど、自主防と町との協定、使用、施設そのものは町のものでございますよね、皆さん。我々、避難所となるところほぼ、集会所等もございますけども、指定管理はしているものの、町のものでございます。ただ、ただですね、避難する方と、その地域の住民の方、自主防の方、そういったものとのね、意思疎通は大事だと思います。

そういったものの調整は、町でやらなければいけない話で、そういった自主防災会は自主防災会の連合会なり、いろいろございますよね。その中でそういう防災に関する意識を共有して、あなたのところ来ないでねという話ではないと思いますので、我々としては、そういう認識でおりましたんで、そこら辺はですね、お互い協力しあって、助け合ってくださいねということですね、もっともっと声を大にして、言わなければいけないのかなと、今のご質問から感じました。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今のご答弁、逆に私、ありがたいなと思いました。

というのはですね、私の質問したのは、今、浸水域でない自主防災会と、浸水域である自主防災会が、協定なりをしていかないと、町長、先ほどおっしゃった、来てくれるなよという話になってはいけないと思って、そういう問い合わせ、答弁を求めたわけなんですけども、今のお話でいくと、心配せんでも、行政が自主防災会をうんぬんでなくても、浸水域でないところの公共施設に関しては、そんなことももちろん必要ないと、というふうに今、お聞きしたんで、胸をなで下ろしておるといふか、そういう感覚でお聞きしたんですが、違いますかね、すいません。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。まったく私の言葉足らずだと思います。自主防災会の中ね、それから自治会連合会の中で、そういうお互いのですね、意思疎通を図ってやっていくんだという思いをですね、もっともっと住民全体で、お互い助け合うんだということをですね、我々も啓発していかなければいけないという思いで、お話させていただいたんで、ちょっと言葉が足らなかったように思います。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、答弁を求めている内容に関しましてですね、私の私的ではありましたが、熊本のほうの地震、被災地のほうへ行ってまいりまして、いろいろなところを視察させていただきましてですね、機会を持てたんで、熊本大学の交通工学の先生とお話する機会がありまして、その方のお話の中にですね、自主防災会そのものが熊本市内の組織率が、極端に低いと。テレビ報道でもありましたように、自衛隊の方、国からの援助、それが熊本には届いたのに、地元の避難場所には、まったく届かなかったと。

それは各地域の自治会なり、自主防災会の方がですね、俺のところないから頂戴よって、来てくれたらいいんですけども、誰かが持ってきてくれるだろうと、そういう感覚が多かったように、その時もその教授といいますか、先生にお聞きした結果でございましたので、今回、万が一ですね、そういった事態が、当町にも起きた場合、それを私、胸をなで下ろしたというのは、いわゆる行政の役所の方がですね、各地域に、防災施設にですね、避難場所に配っていくことをですね、地元の間人がとりにいかないといけないと思いますんで、先ほど感じたのは、心配せんでもええよというふうに感じたんで、重ねて申し上げますけど、そういった意味合いでございました。

ですんで、防災計画があろうかと思えますんで、それがやはり行政と、自主防災会とのネットワークといいますか、その連携をうまくとっていただくような、先ほど言いました呼び水とかですね、そういったものに尽力いただければと思います。その質問に関しては、この点に関してもう1回、再度答弁をいただければと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もうね、既に皆さんが自覚しておると思います。自助、共助、公助、こういったものを

駆使してやると思います。2次避難所の運営はですね、どちらかといえば住民の皆さんに、自主運営という形になろうかと思いますが、それに対してのですね、そういう何というのかな、我々のように、前は津波、後ろは土砂災というようなところは、相当、防災意識が強いと思うんですよね。

我々も防災に対して、常に23年からですね、3.11からお話させていただいておりますし、自主防災会の皆さんの意識がものすごく高く、自分自身でやっているよという自主防災会、自治会もございますんで、熊本のことはわかりませんが、我々の町は、行政も住民もいろいろな地域の人、浸水域、浸水域外、そういった人もですね、力を合わせて、そういったもし大災害がきた時には、乗り越える努力をされるものだと思っておりますし、我々もしっかりとそういったところをですね、これからも組織として、行政としての組織としての動き方も含めて考えていきたいと思っております。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。もう1点だけ、その点に関して、答弁いただきました間仕切りの保管場所、4箇所とありましたけど、どこに保管されておるのか、教えていただきたい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

浸水域ではございますが、担当課長から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

パーテーションの保管場所につきましては、船津小学校、上里小学校、赤羽小学校、赤羽中学校に保管しております。以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。こういったパーテーションがどこにあるのかなと聞かれましてですね、即答できなかった経験がございますので、改めて、この報道ではないですけど、

通してお答えいただきまして、ありがとうございます。

2つ目の質問、小さい小項目の2つ目なのですが、堆積土砂撤去計画と申しますか、それを設けていただきまして、河床断面のですね、大きくするという形で、でも、これに関しましてはですね、川の流れる部分が、真ん中のところに、いわゆる流れのところを深くして、淵のほうを大きくするというふうに、私は認識しておるんですが、違っていましたら訂正をいただきたいと思います。

それと、もう1点ですね、立枯れ木、今回の9月の予算でもありますが、立枯れ木の撤去に、いわゆる関する部分と、河床が深いほうがいい、そして、最終的には漁業への影響、その点に関しましてですね、もうちょっと関連付けて、答弁をいただければありがたいと思いますが、いただけますでしょうか、よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

河床の高さとですね、立枯れ木、河床があがったことによって、立ち枯れたというものがですね、大変多いんで、そこら辺のことを、担当のほうからですね、ちょっとしっかりと答弁させます。

瀧本攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

まず堆積土砂撤去計画の件なんですけども、町長が答弁いたしました、堆積土砂撤去計画、今回の計画はですね、流量とか、例えば1秒あたり1,200トンほど流さないかんよというような流量計算に基づいた河床の掘削の計画ではございません。

ということで、赤羽川の掘削というのは、先ほど議員もおっしゃられたように、河川の流れが、例えば真ん中のほうを流れておることが、左岸側に偏りして堆積しているとか、右岸側に偏りして堆積しているとかいう場所がありますので、まずそこを著しくと使うのはどうか分かりませんが、河川断面に現状、影響を与えているであろう土砂を、主に通常時の水上の部分を、堆積しとる箇所に対してとっていかうと、それを赤羽川では志子川合流部あたりから、十須にかけて、工区を区割りしまして、年度、何年度に何立米とるという計画ではございませんけども、その堆積している部分をとっていかうという計画でございます。

ちょっと立枯れ木は、ちょっと待ってください。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

立枯れ木の部分について、ご説明させていただきます。町長が先ほど来申し上げております立枯れ木です、発生の経緯といたしましては、主に河川の上流域、谷川部分のような箇所が、土砂により河床が上昇したと。そうすると、それまで生育しておいた立木の根元部分が土砂に埋塞されます。そういった中で、水分の過多とかですね、養分の関係とかで、自然に立ち枯れていくと、そういった経緯の中で発生しておるものと考えております。

そして、町といたしましては、27年度から河川周辺の立枯れ木整備事業という形で、事業を実施させていただいております。引き続き、平成28年度も実施していく予定でございます。

そして、また漁業に与える影響といたしましては、立枯れ木となって、根っこが当然枯れておりますので、次期出水にあたりまして、下流域への流出が予想されます。そういった中で、下流域の橋梁等ですね、構造物への損傷、また海域へ流れ出した場合には、漁具等への被害が想定されるということで、事業を少しでも、立枯れ木を撤去しようということで、事業を始めたというところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

私自身は、よく理解できましたので、ありがとうございます。

3番の小項目の質問と同じ意味合いですね、今の質問をさせていただきました。というのは、最近、大雨・豪雨によりですね、河川が氾濫して、たくさんの死者も勿論なんです、災害を受けた方がたくさんいらっしゃいますので、この湛水防除に関しましても、そうですし、今、農林水産、それと建設課の二人の課長が言っていただきました、両課が連携をとりながら、早期にこういった災害がないようにですね、対応をお願いしたいと思います。

それに対して、町長にですね、この点に関して、再度、力強い答弁をいただきまして、

私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

砂利堆積等につきましてはですね、知事にも直接お願いをしたところでございます。これは本当に人の命を守るということではですね、大変重要な施策だと思います。また、それに対する影響ということで、立枯れ木が、砂利が、河床が上がることによって、立枯れ木が発生して、それが漁業者や堤防の破損、橋脚のですね、破損につながりますので、これはもうどんどんやっていかなければいけないということで、知事にもお願いしたところでございます。

また、排水機場のことにつきましてはですね、本当に各排水機場が、それぞれ老朽化しております。だから、オーバーホール等しながら、点検をして長寿命化を図らなければいけない。何故こういう物言いをするかといいますと、やはり1つの排水機場の機械を変えるだけでも、約3億近くかかります。これをですね、随時していくわけにはいきませんし、それらをですね、流路工をいろいろ計算すれば、30億、1桁違ってまいります。そういった意味ではですね、今の現状の湛水防除の排水機場ではございますが、そういったものを大事にしていきたいなと思います。

ただ、これもですね、計画的に排水機場のポンプは替えていかなければいけないと思っております。そういうことで、我々といたしましては、国県のほうに要望してですね、公共下水道のやつが、雨水でも対応できるというところまで、法律を改正するところまでいきました。いろいろ町村会を通じて要望して、しかし、それでもなお事業規模が大変です。そういうことで、我々は今、こういった単独の排水機場、湛水防除から、そういった排水機場の更新、新しくするための補助金がないかということ、今、県のほうにも要望させていただいておるところでございます、この部分については、まったくないんです。

だから、全て持ち出しということなんで、しかしながら、老朽化、それからオーバーホール等の様子も見ながら、こういう排水機場の更新をやっていきたいという思いで、今、検討しているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

どうもありがとうございました。これで終わります。

瀧本攻議長

これで、樋口泰生君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで2時15分まで休憩をとります。

(午後 1時 57分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午後 2時 15分)

瀧本攻議長

7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

7番 近澤チヅル。9月議会の一般質問を行います。

今回は、防災に関して、2点お伺いいたします。はじめに、1番を質問いたしまして、町長にお答えをいただいた後、2つ目を朗読したいと思いますので、よろしく願いいたします。

9月11日で、東日本大震災から5年6カ月となりました。また、今年の4月の熊本地震、そして、先月から今月にかけての台風による甚大な被害など、大きな災害が起こっております。この災害の教訓を踏まえ、予測される災害について、紀北町でも、町民も、常に行政も、防災計画などの検証と見直しが求められているところでございます。

まずはじめに、大白地区の整備事業について、防災関連でございます。お伺いいたします。今、大白地区では、県事業として、大白公園付近で銚子川の土砂搬入が行われており

ます、今年。これについて、地域住民は3月の回覧で、工事により車の出入りが多くなり
ますので、注意してくださいとのお知らせにより、知ることになりました。

その時は深く思いも巡らないこともあります。現実には多くのトラックを見るにつけ、
あんなに土砂を運んで大丈夫かと、不安を募らせていったそうです。何故なら、矢口湾は
過去に大きな津波を経験し、矢口湾からの波と、大白浜からの波を同時に受け、大きな被
害があったこと。

また、昭和19年の地震・津波を経験した人からは、田、遊水池に水が入り、大白からは
人家には津波が来なかったと、口伝えに小さい時から聞かされていたからです。今は埋め
立てられ、テニスコートやグラウンドになっている大白公園は、昭和40年代には田であり、
遊水池の役割を果たしていました。

住民の皆さんは、その当時、遊水池を埋めることに、時に気に留めることもなかったと
いいます。しかし、東日本大震災の津波を目の前にし、改めて、ああ、田がなくなり、遊
水池が縮小してしまったことに、初めて不安を感じたと言っておられます。その上、その
奥もう既に埋め立てられ、今回の土砂搬入は、さらに埋立地を広げることになり、遊水
池がますます小さくなる。人家に津波の被害が及ぶのではないかとの思いを、大きくしま
した。

町民の方の1人は、町にその思いを伝えたと言っておられます。その最中、地域住民に
直接の説明がないまま、回覧が回りました。その内容は、5月30日に、区の役員会があり、
その席上で紀北町、尾鷲建設事務所から、大白地区の事業の説明があり、役員といたしま
しては、内容を確認し理解したので、区民の皆さまにはご理解とご協力をお願いしますと
いうものでした。これは回覧板のとおりです。

この時の町民の皆さんの衝撃はいかかなものだったのでしょうか。何よりも住民に説明
もなく、この会議の説明だけで、理解しなさいというのは、どういうことかと怒を感じ
た人もいたそうです。ここからわかるように、住民の皆さんには到底納得いかないという
思いが募っていったのです

そして、説明を受けたという実感もありません。それなのに、土砂だけは粛々と運び込
まれ、さらに11月から引き続いて、銚子川の土砂の搬入及び整地を行う予定であると回覧
に付されていたのです。本来この工事は、銚子川の土砂をとるといふ、紀北町にとっては
重大な減災の工事ですが、その土砂が大白浜に運ばれ、遊水池が小さくなるということは、
この大白浜周辺に住む、矢口浦の住民の皆さんにとっては、不安を広げる材料でしかない

のではないのでしょうか。せっかくの減災の工事が、説明がしっかりとされていないがために、一方に不安を募らせることになってしまっている。これはいつも住民目線で、住民とともに第一のスローガンとしている町長の考えに、遠く及びません。

2つ目といたしまして、町が果たすべき説明責任は、どうなっているのか。県の工事です。町民の皆さんの思いを、町の責任者として、伝えるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤議員のご質問にお答えをいたします。

矢口浦地区、大白公園内への土砂搬入につきましては、熊野灘臨海公園整備事業といたしまして、公園施設利用者の駐車スペース、競技団体等の練習場所及び公園利用者の憩いの場としての多目的広場の設置、また、地震・津波など緊急避難、緊急時には公園利用者が避難する、避難場所として活用を考慮した整備を行っているところでございます。

当事業の搬入している土砂につきましては、議員がおっしゃるとおり銚子川の河川掘削の土砂でございます。土砂の搬入につきましては、矢口浦区長に事業の趣旨を含め、搬入前に町から協議をさせていただきました。

しかしながら、その後、矢口浦地区の住民から、土砂を置くことにより、津波などによる家屋の浸水が懸念されるなどの意見をいただきましたことから、再度、区長と協議の上、矢口浦地区の役員に、事業の趣旨及び概要を説明させていただいたところでございます。

概要といたしましては、土砂の搬入地は大白公園多目的グラウンド奥にあたる箇所、津波ハザードマップによる浸水想定外の区域でございます。標高14mから18mの高台、平地の整備と道路の付け替えを行うものでございますとの説明を行ったものでございます。

当役員会で、事業のご理解いただいた旨を、回覧で回らせていただいたのは、議員おっしゃるとおりで、していただいたのは議員のおっしゃるとおりでございます。

さて、町が果たすべき説明責任はということでございますが、当事者に限らず、国・県、事業全般にかかることは、事業計画時に地元自治会とのパイプ役として、地元区長などと協議し、事業に対する課題の検討とともに、事業の必要性を理解していただき、地元協力の上、事業を行うことが、町の姿勢として必要と感じております。しかしながら、事業説明に対しての説明につきましてははですね、各事業ごとにどの範囲で説明するかを、まず考

えさせていただきます。

次に、町民の思いを、町の責任者として、県に伝えるべきということですが、県の事業につきましては、町内自治会からの要望も踏まえまして、県に地元の実情と課題を把握した上で、町から県に要望しているところでございます。要望につきましては、事業を行うにあたりまして、地元との調整は勿論のこと、町として必要な改良を付して、要望をいたしております。

いずれにいたしましても、私としては県を含め、事業の実施にあたっては、地元自治会と協議し、事業に対する理解、協力を得て、事業を進めていくことが、大事だと思います。この事業につきましてはですね、町の考え方といたしましては、町として搬入による、直接的な影響はないという判断のもと、説明範囲等も決めさせていただいたような次第でございます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、町長からですね、町から協議をしている。そして、区の役員会で、計画や協議をし、区長と話をした。そして、どのような範囲で、その説明をするかという点について説明がございました。私、1回目の質問で述べさせていただきましたけど、矢口の地域の皆様は、昔から津波の被害を、ずっと口伝えに聞いてこられた地域の皆さんです。

そして、そのような特別な地域の皆さんだという認識が、町長にはおありだったのかどうか。その範囲というところで、そのことも基準に入れられたのかどうか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのことについてはですね、矢口が以前に大きな被害を受けたことは、十分認識しております。しかし、今回の場合、理論上、最高値のですね、浸水深が示されております。その中で、浸水被害にあったということで、その中であることがですね、直接的に影響はないであろうと判断をさせていただきましたので、そういったことでさせていただいております。

また、そういった部分ではですね、議員もおっしゃったですけど、交通の時に回されたよと、それは県有地でありまして、上里矢口線を通ります。そういったところで、矢口ですね、中心部を通るわけでもございません。県有地でございますし、その県有地の隣接者の了解は得ているところでございまして、そういったことからすると、浸水域内であるのならば、我々としても、その配慮はさせていただいたと思うんですが、浸水域外の上に積む分でございますので、我々としては、安全性は確保できているものという認識のもと、そういう対応で、区の区長さんとお話させていただいてですね、事業を進めていただいた、そのようなことでございます。

それと、不安だという意見があったんで、その後、役員の皆様に資料を見せて、提供させていただいてですね、そうですね、今は勿論、説明はさせていただいたということでございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

矢口の皆さんがですね、不安だということは、ご存知だったということですが、その。

尾上壽一町長

この事件じゃないですよ。過去の。

瀧本攻議長

やり取りはやめてください。

7番 近澤チヅル議員

過去の、そういうことでしたが、この資料、ここにありますがけれども、区長会に説明して、それで町民の皆さんの理解を得るということは、私、今回のその時点は、心配ないかもしれませんがけれども、この地域の皆さんにとっては、大白のテニスコートも、今のグラウンドも、その奥の既に埋め立てであったところも、そして、今回、予定の7.6とか、10.1、この地図にはそうありますがけれども、昭和46年以前は、全て田だったんです。だから、そちらのほうに、津波がいったけれども、広く矢口、大白公園の付近の変化を考えたら、不安だというのは、漠然と私はあると思うんです。

そして、今、想定外のことが起こっております。災害でもあれでも、不安を募らせるというのは、普通の皆さんの思いではないかと思うんですね。ですから、やはり区長会で説明するだけでなく、町民の皆様にも、広く集まっていただいて、説明する機会を、慎重に

持つべきだったと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども何度も申し上げますけど、この津波避難用のマップを見ていただいても、わかりますようにですね、そういった状況の中で、行うので、我々としたらその事業について、安全は確保されているものと。議員がおっしゃるように、過去に戻ればですね、じゃあ大白公園を掘り返しするののかという話になりますよね。じゃないですよ、ですから、我々は理論上、最大値の図面を基に判断させていただきました。ただ、議員がおっしゃるように、もう少し説明すべきだったというのであれば、こうやって皆さんもお越しなんですから、もう少し説明すればよかったのかという思いはございます。

ただ、この事業に対しての安全性ということに対してはですね、我々、町としてもその確信を持っていたもんですから、その説明を怠ったというか、説明をしなかったということでございます。ですから、今日、議員がですね、こういうご質問いただいたことによって、我々がこの事業に対する安全性を、皆さんにも知っていただいて、今日、周知させていただくという形になりますので、それでもなお危険だというのであれば、また、私のほうへ来ていただければ、しっかり説明をさせていただきたいと思いますが、今日、ご説明をさせていただいたんで、我々の紀北町としての考え方は、このような考えでございますので、ご理解願います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、町長がおっしゃられたことで、3月の時点で、皆さんに詳しく説明していただいたら、今日のこのような町民の皆さんの不安もなかったかと思います。今の答弁の中でですね、まだ不安が残っているようだったら、いつでも説明をいたしますという答弁がありました。是非、町の皆さんとですね、お話する機会を持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうへね、お越しいただければいいかなと思います。今、範囲の問題を申し上げましたですね、我々としては、事業の安全性を、我々この理論上の地図でですね、確認いたしておりますので、もし、そういう説明をしっかりと受けたいというんだったら、時間をとりますんで、私のほうへお越しいただければ、しっかりと話もさせていただきます。ただ今ですね、範囲の問題がございますんで、矢口区民全体への説明ということは、考えておりません。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

日頃ですね、町長が住民目線で、住民とともに、おっしゃっておられます。私そのことは、これからのまちづくりにとっても、一番大切なことだと思っております。区民の皆さんが役場に来られたら、説明をするけれども、全体の町民の皆さんに対しての説明は、今のところお持ちでないように、私は今の答弁の中で受け取りましたが、是非、皆さん、もうどれぐらいの方が集まるかは、町民の皆さんの思いだと思いますけれども、先ほど、今日の一般質問の中でも、防災の紀北町の皆さんの意識は高いと、町長は言っておられました。

ですから、もっと高くなって、皆で力をあわせないと、防災も、そして、この紀北町の未来も、町民の皆さんと力をあわせないと、本当に10年後はどうなるんだろうか、20年後はどうなるんだろうかという、皆さんの思いがあります。

ですから、是非、町民の皆さんに来ていただくのも大事ですけれども、何よりも矢口のほうへ出向いてですね、話をしていただきたい、私はそう思いますが、再度お答えをお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度も言いますようにね、健康増進施設のご説明の範囲というのを、決めさせていただきましたね。工事する時に、どの程度の範囲の方にお話をするかと。その工事の与える影響等によってですね、その範囲を我々が決める。これは工事をされる方とともにですね、決めるわけです。

ですから、この問題についても、県の皆さんと、それから、我々とも十分話し合った上

で、また、区長さんにもご相談した上で、こういう形でいきますよという形でしております。だから、どうしても納得のいかない方は、お越しいただければ説明をさせていただきますが、我々の説明責任の果たす範囲というものは、それぞれの事業において、決めさせていただきます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

範囲で決めさせていただくということですが、矢口浦の、特に大白浜の周辺の皆さんは、一番不安に思っていると思うんですけども、今、増進施設を例に出されましたけれども、全体、範囲が違うと言われればそうなんですけれども、災害は、本当に、命と暮らしを守る災害対策なんです。

ですから、やはりその範囲というところにこだわるのではなく、町として、役員会から区長へ、役員会から区としての回覧板は回っておりますけれども、紀北町からも尾鷲の県の名前でも、回覧は回っておりません。その範囲じゃないって言ってしまったら、そんなに今回の事業は、そういう範囲のことなのかというのを、私は非常に疑問に思いますし、やはり町として、回覧板が、まだあれば、紀北町として回していただいておりますなら、私はまだ少し100歩譲れると思うんですけども、全然、区長会から回ってきたんですね。区長会に説明して、町からの回覧はなかったわけです。

そのこのところの説明を、お願いしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ね、議員おっしゃったように、説明のことばかり言ってますけど、原点に戻ってください。原点は、この地図を基に、我々が判断しましたので、その判断に基づいています。ただね、先ほど言ったように、説明責任についてということで、説明が足らなかったというのであれば、そこはね、お詫びはいたしますけどね、我々としては、この地図とか、そういった現状、まるっきり県有地であるとか、そういったものを考え、また便ノ山とかです。相賀の方、それからここでスポーツしている方、逃げるところがないんですよ。極論を言えば。これだけの平地をつくれれば、車ででも逃げられるんですよ、あれだけ広いところ。

そして、ここに原因があって、これで危ないんだという証明があったり、そういうことがあるんだったら、私自身ね、矢口の皆さんの、全ての皆さんに説明責任ということで行います。原点に戻ってください。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

自信を持ってですね、安全なって、是非、町民の皆さんに、自信を持って説明していただきたいと。私はそう思うんですね。町長はやっておられるというけれども、それは、区の会議の中とか、それでも、その結果を受けて、矢口の、今日も忙しい中を、傍聴にみえています、たくさんの方が。不安が残っているのは、事実だと思うし、本当にその不安を払拭させるのは、絶対、絶対ということはないと思うんですけど、この事業で、皆さんの不安になるようなことは、ないんだよという自信をお持ちだったら、説明するのは簡単だと思うのですけれども、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ね、皆さん、議員はですね、町民の代表です。あなたがですね、この議場で、説明責任を求めて、私は説明責任の中で、原点としてというお話をさせていただいたんで、十分ね、説明させていただきました。不安に思っている方もいらっしゃいます。聞いていただいたと思います。ただね、議員がおっしゃるように、説明しなかった、それだけの1点であれば、確かにいろいろな範囲や、そういった原因論についてですね、検討した結果、区長さんなんかのご理解いただければ、いいのではないかと、私は判断しました、県とともに。

そういった道路もですね、むしろ私はこの時に思ったのは、馬瀬の方に説明する必要があるんじゃないかと、結局、大型トラックがあそこを通りますんで、そういう話は感じましたけど、里のほうは、あまり通りませんので、そういう判断もさせていただいておりますんで、ただ説明しなかったというだけでしたらですね、今ここで議論しているじゃなくて、いつでも説明させていただくという話なんで、だから、この事業に対して、どうであったかということ、私は判断して、県とともに。そういう区長さんに、区の役員の方に説明すればいいんじゃないかという判断だったので、そうさせていただいたということで

す。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

説明不足であったというところは、お認めいただいた、十分説明してないんですよね。ですから、今からでもですね、どういうふうに、役場へ来ていただくのか、町長が出向くのか、そこら辺は、これからの協議をしていただいたらいいと思いますので、是非、不安を、大丈夫なんだよという、その説明をですね、していただきたい。約束していただきたいと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、こうやってテレビもですね、前で、傍聴の方の前で、お話をさせていただいておるんです。十分紀北町全体に、今の私の考えが、述べさせていただいたと、そのように思いますのでね、ですから、それでも、なおどうしても納得いかない方は、いつでも町長室へ、町長、私のほうへね、言っていただいたら、説明させていただくということで、説明しないと言っているわけじゃないです、そのところをご理解願いたいと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、説明を、町のほうでですね、していただきたいと思います。

住民の皆さんは、今はですね、道路のこととか、矢口浦の堤防ができるとか、また、そして何よりも銚子川の皆さんの減災の工事であるということは、多分理解されていると思うんです。でも、そのこと一方で防災になるけれども、自分たちは不安なんだという気持ちがあることも、ご理解いただきたいと思います。

是非、町長は来ていただいたら説明するというお話です。そこからも、第一歩だと思いますので、是非、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

繰り返しになります。ここです、この図面を見させていただいて、その安全性を言わせていただきました。これでまだ納得できない方には、時間をとって、会わせていただきます。ただ、特に大きな影響というものではないものを、あえて枠を広げてですね、説明ということはですね、これからの事業のこともございますので、そうすると、1つの事業をやれば、みんな寄せるのかという話になります。私たちは、その判断をした上で、今回のような対応をさせていただいたので、まず原理、原則というか、原点に戻って、その10mの高さのあるところを、それ以上、埋めることが良いのか、悪いのかという説明は十分にさせていただきます。

ただね、津波ということに、過敏な感情をお持ちの住民の方の気持ちはですね、もう少し配慮がいったかなとは思いますが、あえて自分たちが、そういう判断をしたので、この判断には、特に問題はないとは思いますが、そういう地域性もあったのかなとは思いますが、その辺もご理解いただきたいなと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、前向きに説明をお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

災害時要援護者の安全確保を。福祉避難所について。これも防災のことでございますが、健康な人も障がいのある方も、防災、地域防災計画では、いったんは地域の指定避難所に避難することになります。不特定多数の方が集まる、この場所には、一定の割合で、乳児、高齢者、障がい者の方が、必ず存在します。そのことを前提に、多くの方が一気に集まる指定避難所などのあり方を考える必要もあります。

また、要援護者にその指定避難所を、要援護者の方に焦点をあてた備えがあれば、それは健常者にとっても、有効な施設や配慮になると考えます。でも、今回は、通常その避難所では、生活を送ることが困難な方が、2次的に避難する場所として、指定されている福祉避難所について、お伺いいたします。

今年4月に、内閣府は福祉避難所の確保、運営に関するガイドラインを改定しています。東日本大震災や熊本地震では、福祉避難所の問題点が浮き彫りになりました。例えば、東日本大震災では犠牲者の過半数を高齢者が占めており、また、障がい者の方の割合についても、被災住民の皆さんの、その割合と比較して、2倍程度であったと言われております。

これについては、直接の被害だけでなく、もとより配慮が求められる人々にとって、十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害したというケースも見られるということです。

熊本地震では、災害前の状況で、176箇所の福祉避難所を設置し、1,700人の受入枠を準備していましたが、災害時では、わずか5箇所しか機能した施設はなかったとお聞きしております。このことから、設置することはもちろんのこと、いざという時に、しっかりと機能するような対策を立てることが、必要だと思います。紀北町のこの福祉避難所の具体的な計画、またその運営方法は、どのようにされているのか。また、要支援者に細やかな配慮を想定しておられるのかどうか。

また、福祉避難所は、町内の施設と関連をもって、設定されるところが多いとは聞いております。町内でも、それは概念的なことなんですけども、福祉施設と町が連携して、計画や対策、訓練を行っているのか、3点お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、福祉避難所についての質問でございますが、紀北町におきましては、国が平成18年3月に策定した、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにする、紀北町避難支援プラン全体計画を、平成22年3月に策定いたしております。

それに基づきまして、災害時要援護者の避難援護にかかる協力支援体制、福祉避難所の活動、運営等について、規定した福祉避難所における災害時要援護者支援体制ガイドラインを、平成24年9月に策定しております。また、同時に福祉避難所として、利用可能な施設を指定するとともに、各事業所と協定も締結しております。現在のところ、介護老人福祉施設等、民間6事業所、9施設と、老人ホーム赤羽寮を含め、10施設を福祉避難所として指定しております。

要支援者に細やかな配慮を想定しているのかについてであります。福祉避難所の対象者として想定されているのは、要配慮者と定義されております。要配慮者とは、災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方のことでございますが、福祉避難所は、それらの方が一般の避難所では生活に支障を来す恐れがある場合に、利用できる施設として、施設自体の安全性やバリアフリーなどの施設整備面の確保はもちろん、

避難生活を支援するための人員が配置されていることが、必要になります。

しかし、要配慮者の配慮や、避難誘導など福祉施設の対応のみだけでは、支援を行き届かせることは不可能なため、避難支援体制について、自治会や自主防災会、消防団、福祉関係者と連携しながら、進めていく必要があると考えております。

続きまして、町内福祉施設と町が連携して、計画・対策訓練を行っているかについてでございますが、各施設に津波ハザードマップや土砂災害マップを配布し、災害に応じた備えについて、情報提供するとともに、平常時における施設従業員等への防災意識の普及、向上を図ることを協定の協力内容に盛りこんでいるため、各施設の防災訓練等では、それを意識した訓練も実施されているものと思います。

また、施設と行政との連絡体制は、随時更新しておりまして、緊急時の連絡体制も整えております。各施設、今回の防災訓練等ではですね、訓練を一緒に行っていただきましたところもございますが、行政と福祉避難所という連携訓練の実施には至っていないことから、今後、検討してまいりたいと、そのように思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

紀北町でもですね、9月に指定されているということで、協定を結んでいる事業所も、赤羽も含めて10箇所あるということですがけれども、この国のガイドラインでですね、1次避難所にいってから、福祉避難所に振り替えるというのは、大変、熊本でも、大変なことがあったということをお聞きしております。

ですから、はじめからこの施設にですね、逃げるということは、また、難しいのかとも思いますけれども、そこら辺のところは、この福祉避難所の事業所の公表とか、難しい部分も、メリットも、デメリットもあると思うんですけれども、どのように検討しておられるのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、運営方法についても、検討がされている、計画だと思ひますけれども、もう少し詳しく説明をいただきたいと思ひます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、福祉避難所へ行っていただく方という振り分けになりますが、第1

次の緊急避難場所にですね、そういった振り分けをできる方がいらっしゃるか。そういう問題もございますので、そういった明らかに、そういう福祉避難所に行かなければいけない方につきましてはですね、それはその場から行っていただくということになろうかと思いますが、後々ですね、体調を壊した方、そういった方があれば、そこでまた判断をさせていただいて、避難所等へですね、行っていただくということになろうかと思えます。

あと詳しいことがあったら、福祉課長か。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

今、町長が申し上げたとおりなんですけど、福祉避難所を指定しているとは申せですね、先ほど、民間9箇所と、赤羽寮を含めて10箇所というお話をさせていただいたと思うんですけど、災害の種類によってはですね、先ほど、議員が言われましたように、想定しておいた避難所が開設できなかったとか、そういうこともございますので、やはり実質ですね、その開設を要請して、その災害ごとに要請して、立ち上げて行うというのが基本でして、要支援者なんかの避難の個別計画等がですね、完全にできてくればですね、事前にそこへということも、不可能ではないかなと思うんですけど、なにしろ避難所も受入数には限りがございますのでですね、おそらくは福祉避難所だけの対応というのは、その対象の方は無理だと思うんです。

ですから、一般のですね、避難所におきまして、そういう福祉避難室のようなところも設けてですね、足りない部分は、やはりそういった部分も加味しながら、いろんな自主防災ですとか、自治会ですとか、地区民のですね、協力を得ながら、そういった体制も合わせてとっていかないと、なかなか福祉避難所というだけではですね、対応しきれないんじゃないかというふうに考えております。

以上です

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

課長からお話がありましたけど、そのようになるのではないかと、私も思っております。是非、いろんな状況に陥った場合、どのような弱者への避難所での生活が、快適にまたその運営方法もですね、含めて仕組みを検証していただきたいと思えます。

もう1点、福祉避難所に関して、関連してお伺いいたします。今、紀北町でも災害時の要援護者の名簿について、整理されていると思うんですけども、この、何名おられるのか、仕上がっていると思うんですが、現状と、そして、その要援護者の方の中にはですね、障がい者の方とか、そういう直接、今、福祉に関連している、また民生委員さんが把握されている方が、名簿に記されているのではないかと思います、ほかにも高齢者の方も大変な状況の中におられる方もおりますので、紀北町の災害時要援護者の名簿の方は、どのような基準でつくられておられるのか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

お答えさせていただきます。

要援護者の名簿のことなんですが、これ元々はですね、ご承知のことかと思うんですが、手挙げ方式で、自主防ですとか、民生委員の方を通じながら、そういう登録をしてきたということがございましたんですが、やはり、手挙げ方式だけですと、本来、登録をしてもらわなければならない、今でいいますと、要配慮者になる方がですね、なかなか登録されていないということもございまして、例えば、そういった方も含めて、やはり名簿には登録していく必要があるということから、ここ数年の中でですね、ちょっと範囲を決めておるんですが、要介護認定3から5を受けている者、それから、身体障害者手帳1から3級を所持する障がいのお持ちの方、それから、療育手帳Aを所持する知的障がい者の方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方で、単身世帯の方。

それから、その他の該当者として、その他世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者で、町長が必要と認める者、妊婦さんですとか、傷病人等というふうになっておりまして、かなり広い中で、登録をさせてもらっております。登録人数としましては、今、最新この6月現在なんですけど、1,454人という登録者数であります。

ただ、先ほど、言われてましたように、その登録はそうなんですけど、要配慮者ということになりますと、2千人、2千何百人という感じになっております。登録しているのが、

1,450人ということです。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

要配慮者の方のお話もありました。実は私、4日の避難訓練でですね、すごい地震の音で、机の下に隠れていたんですけども、避難していたんですけども、その音が終わった後ですね、避難して避難所に向かったんですけども、近所の高齢者の方がですね、夫婦でもう私より先に、道を歩いておられたんです。それで、早いんですねって、声をかけたら、私ら高齢者で歩くのも遅いので、地震の音の前に、家を出たんやと、そうしないと、皆さんと同じような時に、避難所につくことができないと言っておりました。

そして、私もその方たちと一緒に避難所について、これも自分の避難訓練かなという思いがあったんですけども、是非、その先ほどの要配慮者の方ですね、この方たちが皆で集団で避難、もうそこへ着くのも大変なんですけど、皆の協力もいるんですけども、その方が集団生活を送るのは大変だなという思いで、今回の質問をさせていただききっかけになりました。

是非、大変なことだと思いますが、時間もかかると思うんですけども、町民の皆さんとも協力して、地域の皆さんとともに、そういう配慮者の方の把握も、是非していただいて、名簿の中に記されるようなことを、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

要配慮者の範囲なども含めて、名簿へということでございますね。お気持ちはよく理解させていただくんですが、要配慮者というのを、これ範囲の設定というのは、妊婦さんであつたりとかですね、その固定してない部分もございますので、登録してもらうべき、先ほど言いましたようなですね、登録してもらうべき対象の方につきましてはですね、登録をさせていただくと。ただ移り変わっていく部分とか、いろいろな部分については、ちょっと検討せないかんかなと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、これからの課題ばかり質問しまして、長く。やはり障がい者の方とか、そういう生活弱者の方に優しい避難所が、みんなの命を守ることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう1つ、また先のことになるんですけども、特に熊本の地震ではですね、いろんな方がボランティアに入って、その要援護者の方の名簿の公開についてですね、これをつくる時もプライバシーのことが、長い間、問題になっていたと思うんですけども、それを乗り越えて、名簿を今、作成していただいておりますけれども、それを自分たちの町だけでは守れないような大災害が起こった時にですね、どのような時点で、それを公開するのかということは、大変難しい問題だということで、教訓が生まれて、そのことについても、必要なことではないかということが、提起されておりますけれども、これも前向きに検討をお願い、いつ頃の公開が、もう公開しないというのではないと思うんですけども、適切な時期というのは、すごく難しいことだと思いますが、どのような時に公開するのが、一番地域の皆さんの状況にいいのかということも、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公表とかのタイミングなんですけども、基本的な部分で、これはどのタイミングにおいてのお話ということ、議員もわかっていると思うんですけども、基本的に発災前、発災、それから、発災後、こういった問題があると思います。

ですからね、いくら名簿をつくっても、その名簿を町が持っても、結局、助けにいくわけにいかないんですよ。これは磯和先生の講演会でも、私も意見を言わせていただいたんですが、いざ発災の時はですね、地元の間人、近所の周り、うちは田舎です。コミュニティが育っています。だから、一番周りの方、近所の方が、一番どなたに手をさしのべるべきかというのを、一番よくわかっていますので、町として、町として発災後にいろいろな活用するということも大事だと思います。

でも、その前に、地域・地域で、それぞれこの人は足が悪いよ、この人は手が悪いよ、

目が不自由ですよということをですね、十分把握していただいて、それはですね、何も町からしなくても、自主防災会や自治連合会でも、十分できると思うんです。だから、行政がそういったものを、いつ発表する、何時くるのかということも大事なんです。これももちろん大事です。でも、その前にそういった地域の中でですね、どういう方が、どういう事情でおるか、例えばどういう方が、今、旅行中やと、だから、そこ探さなくていいんだよというようなこともありますんで、そういったものこそ、自主防災や自治会ですね、働きだと思えますんで、我々としてはその点もですね、十分これからも啓発していきたいと思えます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、お願いしたいと思えます。東日本大震災とか熊本地震、これまでの災害の各地の経験から学び、生かすことが、紀北町でも特に必要だと思えます。そして、今、町長もおっしゃられましたが、町民とともに進めていっていただくことを、強くお願いしたいと思えます。

そして、またそれは正常時に、どれだけ福祉とつながっているのか、福祉施策が充実しているかが、要援護者を孤立させず、命を守ることに直結していくと思えます。社会的弱者に視点をあてた対策は、何回も言います、私。住民の命、救うことになると思えます。災害対策の肝において進めていただくことを、最後をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

瀧本攻議長

答弁は。

7番 近澤チヅル議員

町長の、お考えをお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今日はですね、要配慮者、要支援者に対してのお話をいただきましたが、町民全体に対して、そのようなですね、命を守るということで、施策としては頑張っていきたいと思えます。自助、共助、公助をですね、それぞれ分け合いながら、そして、また連携しながら

ですね、こういったものに対しての対応をしていきたい、そのように思います。

瀧本攻議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで3時30分まで休憩いたします。

(午後 3時 07分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午後 3時 30分)

瀧本攻議長

次に、13番 東清剛君の発言を許します。

ちょっと付け加えます。東清剛君から資料の配付を、お手元に配付させていただきましたので、これに沿って質問されるということなので、よろしく願いいたします。

それでは、東清剛君。

13番 東清剛議員

13番 東清剛。久しぶりに立つので、震えます。議長のお許しを得まして、平成28年9月定例会、一般質問をさせていただきます。通告は、紀伊長島町水道水源保護条例で、規制対象事業場認定の行政処分への経過についてであります。

これは業者から、平成5年に建設計画をした廃タイヤを処理する産業廃棄物中間処理施設であり、その建設を止めるため、規制対象事業場に認定しました。今年、広報きほく6月号に掲載されていますように、本年の4月26日、最高裁判所が、原告、被告、双方の上告を棄却したことにより、2審名古屋高等裁判所の判決が決定しました。

平成8年2月26日の規制対象事業場認定処分取消産廃訴訟は、配慮義務違反という判例100選に載るような判決でした。その結果、平成20年1月17日、提訴の損害賠償請求事件と、

約20年の司法の場での争いが終結したところでございます。20年間、訴訟にかかった費用といたしまして、規制対象事業場認定処分取消請求事件、これは平成8年から平成19年まで、約5,235万5,193円、のちの損害賠償請求事件として、平成19年から平成28年まで、あわせますと約9,053万8,307円の弁護士等訴訟費用がかかっております。

それで、今回、決定したことによります損害賠償金、遅延延滞金、賠償金として3,908万8,500円、遅延損害金として4,087万2,046円、合計7,996万546円、また、この28年9月定例会に補正計上されました、弁護士への、5つの弁護士事務所への成功報酬金として、各事務所300万円の1,620万円で、合計1億8,669万8,853円というのが、この20年間でかかる費用になります。

そこで、この結果を踏まえて、規制対象事業場認定までの経過と、尾鷲保健所との事業計画の事前協議の対応を、産業廃棄物中間処理施設許可申請書の事業計画について、当時、調査検討されたか。その中には、建設資金、原材料のタイヤ、収集運搬、野菜ハウス栽培について、また、メインになります乾留ガスシステム等についての記録があれば、経過としてお答えください。よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東清剛議員のご質問に、お答えいたします。

約20年続いたですね、この訴訟につきましても、やっとという言葉が適切かどうかわかりませんが、判決が出たというところでございます。そういう中で、前訴の部分、水道水源保護条例の規制対象事業場認定の部分のところのご質問でございましたので、そのことについて、お答えをさせていただきます。

認定までの経過につきましては、平成5年11月5日に、事業者が廃タイヤを処理する産業廃棄物中間処理施設に係る事前協議書を、尾鷲保健所へ提出されておるところでございます。

平成6年3月25日に、紀伊長島町水道保護条例が公布、施行されました。

平成6年12月22日に、条例に基づく対象事業協議書が、事業者から町に提出されました。

平成7年5月10日に、三重県が事業者に対して、産業廃棄物中間処理施設の設置が許可されておまして、平成7年5月16日に、水道水源保護審議会が、水道水源に影響を及ぼす恐れがあるとして、規制対象事業場に認定することが望ましいと、町に答申され、この

答申を踏まえまして、平成7年5月31日付けで、町は規制対象事業場として認定しております。

2の事前協議書についてでございますが、事前協議書の内容につきましては、施設の種類、処理能力や事業の目的などが記載されておりました、添付書類につきましては、求積図や土地登記簿謄本などがございます。添付図面は、施設の配置図や構造図などがございました。

計画を調査されたかということでございますが、建設資金や野菜ハウス栽培については、計画書には具体的な記述がなかったと聞いておりますし、そのような中で、水道水源保護審議会の記録を見ますと、使用水量についてを主体として、議論されたと伺っております。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

期間が11年間にしては、答弁が短いような気がしますけども、まずその中で、これは町長が3人ですよね、尾上町長で3番目、この事業の発端は大内司、これ名前ね、これ当然でしょうけれども、と、それから、和手甚明さんが副町長、この時は助役やね、助役の時の問題でして、その後、奥山始郎さんが引き継がれ、それで、現在の尾上町長がずっと引き継いで、11年と、損害賠償では約9年間という格好で、争われたことなんですけど。

この中で、町長、先ほど経過を言われましたけども、大事なところがね、抜けているような気がするんですけども、平成7年5月31日があればですね、認定した日にちですね、行政処分を行った日ですね。

平成7年5月31日が認定を行った日で、その前にね、水道水源保護審議会を開催されたのが、5月16日。多分、お手元に配付されました、あれには、経過表にあると思うんですけども、だから、水道水源保護審議会を開催されて、約半月の後に、事業場を認定したということなんですけども、その前にね、5月18日に、楠井弁護士事務所に相談に行かれておるわけですね。

これは、この前の全協でもちょっと言わせていただきましたけども、和手助役の知り合いだということで、顧問弁護士でもなかった人にね、された。その時の復命書、平成何年ですか、平成17年の証拠保全、名古屋高裁で証拠保全にされている、17年の1月ですね、多分。されている中にある復命書というのがあるんですけども、これは後の、これは事業所さんというよりも、町民の皆さんへというチラシの中でも、平成7年5月18日に、先生

とこへ伺って相談されています。ちょっとその結果をね、その相談内容について、今般、認定をする前の段階で、相談されたわけですから、それについての相談内容を、ここで読ませていただきます。

この理由での、この理由というのは、あれですよ、紀伊長島水道水源保護条例は、町の水道水源を量及び質の両面において保護することを目的としている。しかるに本計画事業場は、その計画において疑念があり、町の水道水源に影響を及ぼす恐れがあると判断されるとの審査会の答弁に基づき認定するという内容だと思んですけども、この理由での通知は送致しないほうがよい、通知を出せば直ぐに全面戦争となり、訴訟となれば完敗と書いてあります。

また、2つ目に、通知書を、2として、通知書に、いう恐れがあるではだめ、科学的根拠を示さなければならない。町長より再諮問して中身を詰めて、再度、浜千鳥の意見陳述を求めるとか、ごめんなさい、業者言ってしまったけど。再質問をしてはどうか、恐れがある科学的裏付けを明確に専門家、森先生、事業団などの意見書をとらなければならない。

4番目、森先生が、水量的に無理があると判断したことが根拠なら、森先生の意見書を裏付け資料として、もらってほしい。

5番、この通知内容は、相手方に弁解の機会を与えていない。通知を出し、中止命令、業者が強行した場合には、勧告を出して罰則規定を含めて中止させるということですね、罰則はすぐに執行できないので、行政代執行法による執行を、代執行をかける。代執行をやる覚悟を町長は持っているのか。もし実行するなら、別紙、フローチャートのとおり大変な時間と労力を要する。この条例で代執行が可能かどうか、疑問である。

6番、通知をする前に、全員協議会に諮るべきである。議会の同意を取り付けるという意味で全員協議会をやる。

7番、町長は本当に工事を中止させるつもりでいるのか。中途半端な訴訟を起こしても、裁判所は受付ない場合がある。また、業者は1日いくらの損害賠償を請求される。そのとおりになりましたよね。通知を出せば、業者と大喧嘩になることは、目に見えている。業者と話し合いをせよ。経過説明を全町民に対して、業者との現在、状況がどうなっていることを知らせるべき。答申は具体的明確にされるべきで、業者に対しては十分な聴き取りを行った上で、専門家の鑑定書が必要である。

11番、審議会に呼んで、審議会との話し合いがつくまで、着工しないとの念書や、申請の内容に違反した時は、事業所を閉鎖する旨の公害防止協定をとるとかという、具体的な

アドバイス、忠告を受けていたわけですよ。

それが、報告書を出しているのが、21日だと思いますけども、製作して、すでにその時には、執行者の町長、それから副町長、執行部には、当然この復命書の結果は伝わっていたと思いますけども、その辺のね、専門的な弁護士の先生の忠告を無視してまで、やってしまったかというところで、先ほど私ちょっといいましたように、事業計画の精査をされたかどうかというところなんですけども、まずは水道水源保護審議会の中で、当然そうなんですよね、水道水源保護審議会ですから、水の安全性を守る、水のことでの、水、量のことでの答申ですから、当然これはそういう意味でいえば、95トンの水をとることによっては、枯渇に結びつくだろうというのがわかるんですけどもね。

そういう中で、大事なのは、やっぱり執行者として、これだけのことでね、少なくとも損害賠償請求の中で、当初出たのは160億円という損害金額、提出されたわけですから、こういう起業しようとするものをね、これだけの判断で、認定事業場にしてしまった、行政処分についての、やはりあれよ、責任というか、重大な決断をされたんですから、それはそれなりに、最後の、それは大事なのは、やっぱり楠井先生の忠告を聞かずに、無視して、やられたということなんですけども、今の町長だったらどうされますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は結局、この裁判があって、配慮義務違反というものがございました。ということで、今の私であれば、その配慮義務にかからないようなことをやっていますけど、その当時の私であれば、どのような対応をしたかはですね、今は計り知れません。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

ごもっともな答えでしてね、その状況をね、いかに把握して、その状況での判断というのが大事になってくる。たぶんこれぐらい、やっぱり今の町長だったらね、弁護士と相談しながら、いろんな行政を進める上において、それは、やっとなるでしょう。こんだけ言われても、なぜ認定しなければいけなかったかという話ですね。その辺がようわからんわけですよ。

ですから、その中で、その後は、奥山町長が引き継がれ、尾上町長が引き継がれてね、

それから20年もこの長きにわたり争いが、終結したような状態ですけどもね。その途中での一審の判決としては、配慮義務違反というのがあって、一審、二審はね、枯渇で、津地裁、名古屋高裁、一審、二審は町が勝訴しておりますけどもね、それで、期間として何年かかるとるのかな、これ。

津地裁の判決が、判決を下すやろ、そやな、提訴されたのが、平成8年2月26日ですね、業者は、町が業者に対して行った規制対象事業場認定処分の取消しを求め、津地裁に提訴したのが、平成8年2月26日で、それでその判決が出たのが、1年7カ月ですね、平成9年9月25日。

それで、その次の名古屋高裁が2年と5カ月。それでその後、ここでも枯渇で、町側が勝訴しておりますけども、平成12年3月7日に、業者が最高裁に上告、上告申立てを行い、それが受理され、判決が出たのが、原判決を破棄するというのが出たのが4年9カ月かかっているわけですよ。最高裁が配慮義務という判決を導き出すのにね、4年間かかったわけですよ。だから、それぐらい、判例100選にのるような、この間も楠井先生が言ってましたけど、その当時、想定もしてない理由の判決であったということですけどね。

その結果を受けて、始まったのが、それで差し戻しがあり、それで、私は復命書の件には、その当時、ちょうど平成17年1月頃だと思いますけども、証拠保全を名古屋高裁にされた。その結果、いろんなことが明らかになったというのが、この今の復命書の件ですね。これは、だから、それまではまったくこんなことがあったよということは、誰も知らなかった、復命書、相談されたということはね。証拠保全されたおかげで、こうやって内容がわかってきたということですよ。

それで、これが結審したのが、19年6月7日ですね。その後、これはもうあれですね、平成20年1月17日の損害賠償請求に移るわけですけども、この時までね、議会の状況というのは、たぶん議長もご存知だと思いますけども、相当いろんな議論がありましたね。

それで、その当時、やっぱり一番苦勞されたのが、これから後の損害賠償請求の中での、私が先ほど言いました、土地のこと、それから資金のこと、それからタイヤのこと、それからあれですよ、乾留炉についてのこととかを、町の職員、ここにもおりますけども、随分と努力をされて、いろんな裏取りをされた、その結果、今回いう逸失利益がなくなりました。それでその時、実損害としての設計確認の費用として3,900万円のものが、今回、認定され、その結果、あれですよ、1億8,000万円でしたか、それぐらいのものが、町民に負担を負わす。

当時その時、よく聞いたのは、私も、これがなければ死に金、無駄金が必要ないよという話を、随分、町長も議長もね、質問したんで、よくご存知だと思いますけども、そういう経過の中でね、いずれにしても決定された状態ですよ。

あと損害賠償請求事件の中でね、いろいろと逸失利益に関しての明らかになった部分を、ちょっと紹介していきましようかね。それか、それとまあ後は、水道水源保護審議会の役割というのが、やっぱり大事な役割でありまして、これは廃掃法に反しても、有効でもないし、当然あってしかるべきで、我々町民に安全で安心な水を供給するという事業のもとにおいては、これは是非とも守っていただきたい。今後もやっぱり続けていかんといかん。

今、思い出しました。ちょうどね、いい例というのはね、松阪でなしに、久居と津と美里、美里村にね、最終処分場が、平成、平成じゃないわ、昭和やった。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

瀧本攻議長

ちょっと待ってください。何の議事進行ですか。

2番 原隆伸議員

いいですか。

瀧本攻議長

どうぞ。

2番 原隆伸議員

今、やっている一般質問なんですけども、私にとって非常に不愉快である。何を言いたいのかわからない。時間の無駄。終わったことを。だからようするに、もう少し住民が。

瀧本攻議長

わかりました。

議事進行が出ましたんですけども、私の判断としましては、清剛議員は総括の質問をされておるといふふうに、私は理解しとるんです。それで、よろしいですか。そういうことで、ご理解を。というのは町民の方が知らないもので、総括的な質問されとるといふことですね。

13番 東清剛議員

そうです。

瀧本攻議長

そういうことです。

2番 原隆伸議員

住民が。

瀧本攻議長

手を挙げて言ってください。

2番 原隆伸議員

住民にとって良い方向に向いている、そういうような質問してください。曖昧な質問は避けてください。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

瀧本攻議長

入江議員。

8番 入江康仁議員

今のさ、議事進行は、ちょっとおかしいと思うよ。これはさ、一般質問に対して通告して、きちんと承認を得て、その中の質問内容、質問の仕方、個々による自由の中でやるんでしょう。それをわからんとか、どうかいうんでなくて、わからんのやったら、わかるように理解したらええんやしやな、その質問しとる人に、あれをつけるというのは、ちょっとおかしいですよ。

それで、また、議長も、これに答えるというのも、ちょっとおかしいと思うわ。

瀧本攻議長

議事進行あったら、一応、受けんなので。

8番 入江康仁議員

いやいや、受けても内容をね。

瀧本攻議長

それでご了解ください。わかりました。

8番 入江康仁議員

わかるでしょう。

ちゃんとこれ通告してしとるのに、今の内容の、質問の仕方とか。

瀧本攻議長

だから仕方についてはですね、入江議員、結局、総括の質問ですかということで、私は確認とりましたんで。

8番 入江康仁議員

総括であれ、何であれ、関係ないわ、質問の仕方は。

瀧本攻議長

それでは、再開いたします。

東清剛議員。

13番 東清剛議員

私も議員になったのは15年ですから、それで、発端になったときは、議員もしてなかった。そんなに関心もなかったですよ。なおさらね、合併したのが17年10月11日、海山の人ら、私ら何も知らんよ、知らんよと、随分、言い方されたじゃないですか、この事業に対して。

ですから、私は今の認定事業者に至った経緯とかね、いろんなことを、皆さんにわかっていただくために、言っとるだけでね、困りますか、これ時系列の表を見て、皆さんわかりましたか。

いやいや議員から議事進行でって、おかしいやろ。とんでもない話やろ、議事進行なんて。人の時間に割り込むなよ。

瀧本攻議長

清剛議員、どうぞ質問してください。

13番 東清剛議員

忘れたったよ。

ちょっと美里村の件ですけども、ちょうどその時にもね、最終処分場が計画されていたことがあるんですよ。だから、その辺、関係者は知っていると思いますけども、それが5万㎡ぐらいのところにもね、最終処分場ですから、これ紀伊長島町の場合は、中間処理場ですが、ちょっとこう違うんですよ、ものが違う中において、あそこは平成3年に、約6億円ぐらいかな、それぐらいの和解で土地を買い取って、和解を行っています。

それで、この場合というのは、ちょっとこことは違いますから中間処理ですからね、いろんなことでのことがあって、それがあれですよ、どこや、これは、名古屋高裁の判決の一部の中でいろいろと項目をわかれて、実現可能性についてとかね、それから、あと融資の可能性について、廃タイヤ中間処理の現実について、それから活性炭について、野菜工場について、水源にもたらす恐れについて、逸失利益についてというような項目で、判決が出ていますから、皆さんこれたぶん、これこそ皆さんが知ってなきゃいけないことですのでね、その辺は深くは触れませんが、そういう格好で、今回、補正予算の1,620

万円を認めるかどうかということになるんですけどもね、それは成功報酬としたら、160億円が元ですから、それで当時、議長してましたけども、あの当時ね、何人の弁護士にする。それまでは4人か5人だった、4人やったんかな、それが金額で驚いたわけですよ。

ですから、楠井さん、梶山さん、それからどこやった、高木さんと小林さんと、もう1に梶山さんね、坪井さんの5人の体制でむかったわけですけども、そういう中で良い結果とすれば、国賠法の中で配慮義務、本当にそれだけですよね。ただ、名古屋高裁の判決を見ましてもね、随分配慮しています。けども、相手方に理解されるように、配慮せないかんというのが、まずあった。配慮して相手方に理解をしての話ということですから、その辺のことをちょっと、なんていうんですか、抜かれて直ぐに認定事業所になってしまった。

だから、先ほどに戻りますけども、復命書のことをね、いかに扱ったかというのが、一番問題なるかなと思うんです。ですから、町長も先ほど、答えていただきましたけども、このことをね、事例として、今後の町政運営にね、どのように生かしていくか、その辺のお気持ちがあれば、お聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、この損害賠償についてはですね、以前の訴訟は、私は町長ではございませんでしたし、合併したのも17年11月ということで、その後ですね、議員として、また町長として引き継がさせていただいた部分もございます。そういった意味で、やはり20年長きにわたり、こういった裁判が行われたということはですね、その当時の配慮をしたか、しなかったかという問題ではなく、私はその一番で配慮義務違反ということ、判決をいただいて、それをですね、引き継ぎながら損害賠償請求事件を、責任者としてやってきたわけですから、この重みというものは十分わかっております。

そういった意味ではですね、十分配慮しながら、やっていかなければいけないし、今後でもですね、水道水源保護条例そのもの自体が悪いとは、私は思っておりません。そういうことから、そういったものの議論をする上では、十分な議論が必要ではないかと。また、違った意味でも、条例、法令とかですね、そういったものに対して、しっかりと認識を持ちながら、対象者の皆さんとお話をしていかなければいけないと、そのように思います。

瀧本攻議長

清剛議員、まとめて質問をお願いいたします。もう5、6分しかないから。

13番 東清剛議員

今の町長のお答えのとおりね、たぶん気楽な部分はあったと思いますよ。一審で結果が出てましたからね、それを引き継いでの話で、随分ここにみえますけども、課長がね、随分、頑張られた、それでこの結果に結びついたわけですけどもね、これについては、やっぱり業者さんとしては、やっぱり本当は不満やと思いますよ。画期的な事業を始めようとしたのを、ピシャッとやられたわけですからね。そういう中でね、20年も、行政と業者が争うというのはね、いかななものかと。それを先ほど町長が答えられたように、肝に銘じてね、今後の町政運営に携わっていただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

町長、最後に一言。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題につきましてはですね、判決が出た後でなんなんですが、町民の皆さんにはですね、大変ご心配をおかけしました。それで、また合併前の、こういった訴訟を引っ張っていたことによってですね、合併後、損害賠償請求事件ができた時に、旧海山町の町民の皆さまから、相当大きな反応がおきました。そういったものをですね、こういった実損害という部分、それも一審から二審にさげることができました。我々としては、本来努力してここを0にもって行くように努めるべきだったとは思いますが、私自身としては、この20年の裁判に終止符を打てたことはですね、町民にとっても、これから前向きにまちづくりを進めていく観点からもですね、今後はこういったことも、十分まちづくりにですね、反映しながら、前向きに捉えてですね、しっかりとまちづくりをやっていきたく、そのように思います。

瀧本攻議長

東清剛君。

13番 東清剛議員

是非とも、そのように進めていただきたいと思ひます。また、今回ね、20年の中で、特に町長が代わりました。ただ、職員はずっといましたね。その中で特に町の職員もみんな心配されていた。特にその当時の水道課の職員に対してのね、もう本当に御礼というかね、ご苦労さまという気持ちは、もう一番でございます。どうもこの場を借りまして、皆さん、

職員の皆さま、町長はじめ職員の皆様に対して、これ御礼といたら、実損害が発生していますからね、これいかなものかと思えますけども、最小限に食い止めていただいたということに関しての、気持ちを伝えたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、東清剛君の質問を終わります。

先ほど東清剛君の質問に対して、議事進行を、私の不徳のいたすところで、認めてしまったことに対して、議員の皆様にお詫び申し上げます。よろしく申し上げます。

なお、大西瑞香君ほか3人の質問者については、明日14日の本会議の日程といたします。

瀧本攻議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 05分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 入江康仁